

安保法制違憲国家賠償請求

訴 状

訴 状

原告ら 植村和子，下澤悦夫，寺田誠知ほか別紙原告目録記載のと
おり（計143名）

原告ら訴訟代理人 別紙原告ら訴訟代理人目録記載のとおり（計37名）

〒100-8977 東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

被告 国

代表者法務大臣 上川陽子

2018年8月2日

名古屋地方裁判所 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 大脇 雅子

同 内河 恵一

同 青山 邦夫

同 柄杓 貞介

同 松本 篤周

同 中谷 雄二

同 平松 清志

同 平井 宏和

同 川本 一郎

同 伊藤 朋紀

同 長谷川 知正

同 金井 英人

同 青木 有加

同 中川 匡亮

同 小林 ゆき

外 21 名

安保法制法違憲国家賠償請求事件

訴訟物の価額 金 1430 万円 (10 万円 × 143 名)

貼用印紙代 金 6 万 5 0 0 0 円

目 次

【法律名の略称】	7
【原告たちの思い】	8
【請求の原因】	11
第1 国の公権力の行使に当たる公務員による，その職務を行うについての加害行為と原告らの権利侵害の概要	11
1 新安保法制法の制定	11
2 新安保法制法案に向けての閣議決定・国会提出.....	11
3 新安保法制法の中心的内容	12
4 新安保法制法の制定行為の違憲性	12
5 新安保法制法の制定過程の反民主主義性.....	13
6 原告らの権利侵害	13
7 まとめ.....	14
第2 集団的自衛権の行使等を容認する新安保法制法は違憲であり，その制定に係る内閣及び国会の行為は違法であること	15
1 新安保法制法制定の経緯	15
2 集団的自衛権の行使が違憲であること	16
(1) 集団的自衛権の行使容認	16
(2) 憲法9条の解釈における集団的自衛権行使の禁止	17
(3) 閣議決定と新安保法制法による集団的自衛権行使の容認	19
(4) 集団的自衛権行使容認の違憲性	20
(5) 立憲主義の否定	22
3 後方支援活動等の実施はいずれも違憲であること	23
(1) 後方支援活動等の軍事色強化	23
(2) 他国軍隊の武力の行使との一体化による後方支援活動等の武力行使性....	24
4 砂川事件判決について	28

5	まとめ	28
第3	新安保法制法の下での違憲行為	29
1	新安保法制法制定後の軍事大国化	29
2	具体的行為	30
(1)	米艦への給油	30
(2)	米艦防護	32
(3)	新安保法制法に基づく南スーダンPKO（UNMISS）への自衛隊派遣の違憲性	36
3	まとめ	43
第4	新安保法制法の制定に係る行為による原告らの権利侵害	43
1	集団的自衛権の行使等によってもたらされる状況	43
2	各事態においてとられる措置と国民の権利制限・義務等	44
3	集団的自衛権の行使等による自衛隊の海外出動と戦争参加による国民・市民の権利侵害の危険性・切迫性	46
4	原告らの権利、利益の侵害（概論）	47
(1)	平和的生存権の侵害	47
(2)	人格権侵害	50
5	原告らの権利、利益の侵害（詳論）	52
(1)	先の太平洋戦争で被害を受けた者とその家族	53
(2)	米軍・自衛隊基地周辺住民	53
(3)	自衛官及び公共機関の労働者	53
(4)	様々な被害者	54
(5)	信念や生き方を害された者	55
(6)	その他の被害者	56
第5	原告らの損害	56
第6	原告らの損害と国家賠償責任	56

1	加害行為.....	56
2	原告らの損害.....	57
3	公務員の故意・過失.....	57
4	加害行為と損害との因果関係.....	58
5	結論.....	58
第7	おわりに.....	58
	【別紙】原告らの権利侵害の具体的内容.....	60

【法律名の略称】

(以下、特記するもの以外は第189回国会での改正後の題名)

・ **平和安全法制整備法** :

我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律

・ **武力攻撃事態対処法（改正前）** :

武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律

・ **事態対処法** :

武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律

・ **周辺事態法（改正前）** :

周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律

・ **重要影響事態法** :

重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律

・ **国際平和支援法** :

国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律

・ **国連平和維持活動協力法** :

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律

・ **国民保護法** :

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律

・ **特定秘密保護法** :

特定秘密の保護に関する法律

・ **テロ特措法** :

平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議に基づく人道的措置に関する特別措置法

・イラク特措法：

イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法

【原告たちの思い】

- 1 2015年は戦後70年となる年だった。私たちが生きる日本は、その70年間どの国とも戦争をせず、平和を愛する国として世界中から信頼を得てきた。それは、平和主義を大原則として掲げた憲法を、国会も政府も裁判所も守り、国民・市民も大切にしてきたからである。政府は、長年にわたって、憲法上、日本が攻撃されたときに発動できる個別的自衛権は認められるが、他国が攻撃されたときに行使する集団的自衛権は認められないと解釈し、集団的自衛権は認められないとの点は、憲法解釈として国家機関はもちろん、学者や多くの国民・市民の間に定着しており、そして、この考え方により国の方針が決められてきたことが、日本が長期にわたって戦争に関わらないで来られた理由の一つでもあった。
- 2 今回、政府は、集団的自衛権の行使も憲法上認められると勝手に解釈を変更し、多くの国民・市民の反対や、多数の憲法学者の反対意見を無視して、憲法改正手続を経ず、法律の改正・制定により、憲法を事実上変更するために、2015年5月14日新安保法制法案を閣議決定した上、翌15日これを国会に提出して、国会は、同年9月19日、新安保法制法を成立させた。
- 3 私たち原告は、多種多様な国民・市民からなっている。

原告らは、憲法に定める平和主義の実現を心から望む国民・市民であり、今

回の新安保法制法案の閣議決定、国会提出と国会による決議によって、原告らの有する平和的生存権を侵害されるとともに、人格権を侵害され、心に深い傷を負わされて精神的苦痛を受けている。

原告らは、(1)先の太平洋戦争で被害を受けた者とその家族、例えば、①各地で空襲を受けて被害を受けた者及びその家族、②シベリア抑留者とその家族、(2)米軍・自衛隊基地周辺住民、(3)自衛官及び公共機関の労働者、例えば、①元自衛官、②鉄道労働者、③医療従事者、(4)様々な被害者、例えば、①子どもや孫を持つ母親や家族、②障害者及びその関係者、③生活や福祉が害される者、(5)信念や生き方を害された者、例えば、①学者・研究者、②教育者、③宗教者、(6)その他の被害者などである。

- 4 詳しくは請求原因で述べるが、私たち原告は、今回の新安保法制法案の閣議決定、国会提出と国会による決議によって、私たちの有する平和的生存権を侵害され、憲法改正手続に関与する地位を侵害され、心に深い傷を負わされ、精神的苦痛を受けるなど、その人格権を侵害された。

具体的には、3(1)の平和を望む国民・市民（もちろん、(2)以下の原告を含めて）は、政府・与党による立憲主義無視・憲法破壊行為ともいえる新安保法制法の制定等により、その平和的生存権を侵害されることにより心に深い傷を負わされて精神的苦痛を受け、そして、電車に乗車中や映画鑑賞等の日常生活の中においても、集団的自衛権行使の結果により間違いなく予想されるテロ行為等による被害の恐怖を抱かせられるなどの状態に至っている。そして、3(2)の基地周辺の住民は、新安保法制法制定の結果、自衛隊が出動する事態になった場合に、相手国から反撃やテロ行為を受け、生命や身体に被害が及ぶことへの恐怖と不安にさいなまれる日々を送らされるようになり、3(3)の地方公共団体・指定公共機関の労働者、医療従事者、交通・運輸労働者などは、戦争体制（有事体制）においては、国民保護体制のための措置を実施することを含めて、地方自治体や民間企業を含む指定公共機関等に協力体制が義務付けられ、危険

な業務に従事させられたりすることになることから、これらの業務に従事した場合、自らが攻撃され、テロに遭って、生命を失うのではないかとの恐怖を抱かせられ、3(4)①の女性や子どもを持つ親たちは、日本が再び戦争に巻き込まれて女性が虐げられ、子どもが戦場に送られる恐怖を味わわされ、3(4)②の障害者及びその関係者は、戦前、国策である戦争目的に役に立たない「非国民」として冷遇された歴史が再現されるのではないかという恐怖を感じ、3(5)①の研究者等は、自らが平和と生活向上、真理探究のために研究してきた科学理論等の成果が、新安保法制により戦争目的に利用される恐れを感じるにより、深い憤りと苦しみを味わわされ、3(5)②の宗教者は、平和を強く希求して宗教活動をしてきたもので、戦争に道を開く新安保法制により、宗教者としての心を痛く傷つけられ、深い苦しみを味わわされ、3(5)③の教育関係者は、教育現場で平和の大切さを教えてきた者で、新安保法制により日本が戦争をする国になり、教え子が戦争に行くかもしれないことに言い表せぬほど傷つけられ、苦しみを味わわされ、3(6)その他の被害者はそれぞれ、固有の被害を受けている。

- 5 安倍内閣総理大臣は、新安保法制法案が違憲ではないかとの追及に対して、「安保法案が違憲かどうかは、最高裁が判断する」との趣旨を述べて、新安保法制法案が違憲であるとの多数の国民・市民の意見や憲法学者の見解を一顧だにせず、あたかも裁判所に挑戦するかのような態度を表明した。法律制定を推進した張本人である安倍内閣総理大臣自身が、裁判所を指名して新安保法制の憲法適合性の判断を求める以上、違憲審査権を有する裁判所は、正に今こそ何者にも付度することなく正面からこれに答えることが求められており、正に裁判所の存在意義と国民の司法への信頼が問われている。裁判所には違憲立法審査権があり、裁判官には憲法を尊重し、擁護する義務がある。今回の新安保法制に基づく自衛隊の出動等により具体的被害が出てからでは遅きに失することになる。そして、外国の軍隊と共同作戦をとるなどの集団的自衛権行使の

既成事実ができてしまえば、裁判所において違憲と判断をした場合の政治的影響が極めて大きくなり、その判断は今よりいっそう難しくなることも予想される。裁判所におかれては、今こそ違憲であることが明白な新安保法制法を黙認することなく、既成事実の作り上げに手を貸すことをせず、憲法と平和を守りたいとの国民・市民の願いに応えるとともに、内閣総理大臣の求める裁判所としての判断を行い、司法に対する国民の強い期待に応じて新安保法制法が違憲であることの判断をされることを強く願うものである。

【請求の趣旨】

- 1 被告は、原告らそれぞれに対し、各金10万円及びこれに対する2015年9月19日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え
 - 2 訴訟費用は被告の負担とする
- との判決並びに第1項につき仮執行の宣言を求める。

【請求の原因】

第1 国の公権力の行使に当たる公務員による、その職務を行うについての加害行為と原告らの権利侵害の概要

1 新安保法制法の制定

2015年9月19日、第189回国会の参議院本会議において、いわゆる新安保法制法案（自衛隊法をはじめとする10本の法律の改正法案である平和安全法制整備法案及び新法制定法案である国際平和支援法案、以下、これらの法案を総称して「新安保法制法案」と、可決成立したこれらの法律を総称して「新安保法制法」と、新安保法制法に基づく法体制を「新安保法制」という。）が採決され、賛成多数で可決成立したとされた。そして、これらの法律は、2016年3月29日施行された。

2 新安保法制法案に向けての閣議決定・国会提出

新安保法制法案の基本的な内容は、2014年7月1日の閣議決定である

「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」（以下、「26・7閣議決定」という。）に基づくものであり、同決定においては、「政府として、以上述べた基本方針の下、国民の命と平和な暮らしを守り抜くために、あらゆる事態に切れ目のない対応を可能とする法案の作成作業を開始する」ことが確認された。

その後内閣は、2015年5月14日、26・7閣議決定の趣旨に沿って、新安保法制法案を閣議決定し（以下、「27・5閣議決定」という。）、翌15日これを国会に提出した。

3 新安保法制法の中心的内容

新安保法制法案の中心的内容は、従来の政府が一貫して憲法9条の下では許されないとしてきた集団的自衛権の行使を、「存立危機事態」における防衛出動として容認する点や、これまで武力を行使する他国に対する支援活動を「非戦闘地域」等に限る等としてきた限定を大きく緩和し、「現に戦闘行為が行われている現場」以外の場所であれば、世界中どこにおいても、弾薬の提供まで含む兵站活動を「後方支援活動」ないし「協力支援活動」として広く認めようとする点などにある。

4 新安保法制法の制定行為の違憲性

しかし、このような新安保法制法によって容認されることとなった自衛隊の諸活動は、戦争を放棄し、戦力の保持を禁止し、交戦権を否認した憲法9条に明らかに違反するものであり、ひいては、安保法制法自体、憲法9条の平和主義条項に違反して無効である。

また、このように内閣及び国会が、恣意的な憲法解釈の変更を行い、憲法の条項を否定する内容の閣議決定をし、法律を制定したこともまた、憲法99条に定められた憲法尊重擁護義務に違反するものであるとともに、憲法改正手続をも潜脱するものとして、立憲主義の根本理念や国民主権の基本原理を踏みこむものであって、明らかに違憲・違法である。

5 新安保法制法の制定過程の反民主主義性

なお、この新安保法制法案の採決に至る過程においては、上記のような極めて重大な問題を抱える法案に対する国民の反対の声や、慎重審議を求める声が大きな世論となり、市民による国会周辺及び全国各地での広汎な反対運動が展開され、その様子は連日のように報道された。

また、元最高裁判所長官と複数の元最高裁判所判事や、歴代の元内閣法制局長官により、集団的自衛権の行使が違憲であることはもはや確立した法規範となっているとの見解が示され、さらには、圧倒的多数の憲法学者や日本弁護士連合会をはじめ各単位弁護士会が、新安保法制法案が違憲であり、これに反対する旨の意見表明をした。

しかし、政府・与党は、これら国民・市民や法律家の声に背を向けて、衆議院及び参議院での採決を強行し、法案を「成立」させてしまった。中でも参議院平和安全法制特別委員会における採決は、地方公聴会の報告もされず、総括質疑も行わず、「議場騒然、聴取不能」としか速記に記録されない混乱の中で「可決」したとされる異常なものだった。このような国会のありようは、日本の民主主義制度をも根底から揺るがすものである。

6 原告らの権利侵害

(1) 原告らは、日本国憲法の下で生きる国民であり、市民である。原告らはこれまで、日本国憲法の下で平和的生存権を含む基本的人権を享受し、またその保持のために不断の努力を重ねてきた。

原告らのある者は、先の太平洋戦争において自らや家族が空襲・原爆等による被害を受けた極限的な経験を有し、戦争の惨禍を身をもって体験し、その体験を戦後70年間背負って生きてきて、平和のうちに生存する権利がその人格の核心部分を構成している。

原告らのある者は、米軍・自衛隊基地の近くに居住して、平時でもテロ攻撃の危険に脅かされ、戦時ないし準戦時体制になれば相手国からの武力攻撃

の対象になる。

原告らのある者は、指定公共機関等で働き、日本の戦争遂行・戦争関与のために戦争協力や危険な業務への従事を命ぜられることになる。

原告らのある者は、いざ戦争となった場合に、家族や親族が戦場に駆り出される蓋然性が高い者等である。

そして、原告らは、すべて、新安保法制法が実施・運用された場合に何らかの権利制限を受け、権利侵害を受ける者である。

- (2) 憲法9条に違反する新安保法制法の制定は、その実施を予定するものであり、現に2016年3月29日に施行され、当時の防衛大臣である中谷元は施行直前の記者会見において、「新たな任務については準備期間を経て実施する」旨を述べている。

集団的自衛権の行使、後方支援活動、協力支援活動等の新安保法制法により新たに定められた任務が実施された場合、日本は、行使の相手国から敵対国とみなされ、テロを含む攻撃を受けることになる。原告らは、これから起こるであろうこれらの事態を予測し、言葉に表せないほどの精神的苦痛を受けている。

7 まとめ

以上のとおり、新安保法制法の制定に係る内閣（その構成員である各国务大臣）による26・7閣議決定、27・5閣議決定及び同法案の国会提出並びに国会（その構成員である国会議員）による同法案の可決、制定は、①憲法前文及び9条の下で、戦争や武力の行使をせず、戦争による被害も加害もない日本に生存することなどを内容とする、原告らの平和のうちに生存する権利（平和的生存権）を侵害するものである。②また、日本が外国の戦争に加担することによって、国土が他国からの反撃やテロリズムの対象となり、あるいは外国での人道的活動・経済的活動等を危険に晒すなど、生命・身体の安全を含む人格権を侵害するものである。

第2 集団的自衛権の行使等を容認する新安保法制は違憲であり、その制定に係る内閣及び国会の行為は違法であること

1 新安保法制制定の経緯

(1) 内閣は、前記のとおり、2014年7月1日、26・7閣議決定を行った。

同閣議決定は、「我が国を取り巻く安全保障環境は根本的に変容するとともに、更に変化し続け、我が国は複雑かつ重大な国家安全保障上の課題に直面している」、「脅威が世界のどの地域において発生しても、我が国の安全保障に直接的な影響を及ぼし得る状況になっている」などとの情勢認識に基づき、「いかなる事態においても国民の命と暮らしを断固として守り抜くとともに、国際協調主義に基づく『積極的平和主義』の下、国際社会の平和と安定にこれまで以上に積極的に貢献するためには、切れ目のない対応を可能とする国内法制の整備をしなければならない」として、次のような法整備等の方針を示したものである。

- ① 「武力攻撃に至らない侵害への対処」として、警察機関と自衛隊との協力による対応体制の整備、治安出動や海上警備行動の下令手続の迅速化の措置、自衛隊による米軍の武器等防護の法整備等を行う。
- ② 「国際社会の平和と安定への一層の貢献」として、(ア)後方支援について、他国軍隊の「武力の行使との一体化」論自体は前提としつつ、自衛隊の活動する範囲を従来の「後方地域」や「非戦闘地域」に一律に区切る枠組みではなく、他国が「現に戦闘行為を行っている現場」でない場所であれば支援活動を実施できるようにする、(イ)PKOなどの国際的な平和支援活動について、駆け付け警護や治安維持の任務を遂行するための武器使用、邦人救出のための武器使用を認める。
- ③ 「憲法第9条の下で許容される自衛の措置」として、後に新安保法制において、存立危機事態における防衛出動として位置づけられる集団的自

衛権の行使を，憲法上許容される自衛のための措置として容認する。

- (2) 政府は，その後，2015年4月27日，アメリカ合衆国との間で，新安保法制法案の内容に則した新たな「日米協力のための指針」（新ガイドライン）を合意した上，内閣は，前記のとおり，5月14日，新安保法制法案の閣議決定（27・5閣議決定）を行った。この法案は，自衛隊法・事態対処法・周辺事態法・国連平和維持活動協力法等10件の法律を改正する平和安全法制整備法案と，従来のようなテロ特措法・イラク特措法等の特別立法なしに随時自衛隊を海外に派遣して外国軍隊を支援できるようにする一般法としての新規立法である国際平和支援法案の，2つの法案によって構成されたものである。そして政府は，翌5月15日，同法案を衆議院に提出した。

法案の内容は，基本的に26・7閣議決定に基づくものとなっているが，それを越えた部分もある。重要な点として例えば，後方支援について，従来の「周辺事態」を「重要影響事態」に広げて地理的限定なく自衛隊を海外に派遣できるようにし，また，特別立法なしに世界中で生ずる「国際平和共同対処事態」にいつでも自衛隊を派遣できるようにし，さらにこれらの後方支援の内容として他国軍隊に対する弾薬の提供や戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油・整備を可能としたなどの点がある。また，国連平和維持活動協力法においても，国連が統括しない「国際連携平和安全活動」にも自衛隊が参加できるようにしたなどの点がある。

- (3) 新安保法制法案は，衆議院で同年7月16日に可決され，参議院で同年9月19日に可決されて，同月30日公布され，2016年3月29日施行された。

2 集団的自衛権の行使が違憲であること

(1) 集団的自衛権の行使容認

新安保法制法は，自衛隊法及び武力攻撃事態対処法を改正して，これまでの武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。）

との概念に加えて、存立危機事態という概念を創り出し、自衛隊が、個別的自衛権のみならず、集団的自衛権を行使することを可能とした。

すなわち、改正後の事態対処法 2 条 4 号において、存立危機事態は「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態」と定義され、自衛隊法 7 6 条 1 項 2 号は、防衛出動の一環として、存立危機事態における自衛隊の全部又は一部の出動を規定した。そして防衛出動をした自衛隊は、「必要な武力の行使をすることができる」（同法 8 8 条 1 項）ことになる。

(2) 憲法 9 条の解釈における集団的自衛権行使の禁止

憲法 9 条の解釈については、A：自衛のための戦争を含めてあらゆる武力行使を放棄して非武装の恒久平和主義を定めたものであるという解釈から、B：自衛のための必要最小限度の実力の保持は憲法も許容しているとの解釈、さらには、C：否定されるのは日本が当事者となってする侵略戦争のみであって集団的自衛権の行使も許されるとする解釈まで、様々な立場がある。

憲法 9 条の明文から見れば、あらゆる戦争と武力の行使および武力による威嚇を永久に放棄するとともに（第 1 項）、それを徹底するために戦力の不保持と交戦権の否認を定め（第 2 項）、徹底した非戦・非軍事の平和主義を宣言しており、全ての戦争や武力行使等を放棄している以上、武力行使を前提とした「自衛権」をも当然に放棄しているのであり、憲法 9 条の下では「自衛権」行使や、行使の手段たる「自衛力」の保持が許される余地はないと考えることが最も素直な解釈というべきである。

しかし、日本政府は、これまで、日本国憲法も独立国が当然に保有する自衛権を否定するものではなく、自衛のための必要最小限度の実力組織である自衛隊は憲法 9 条 2 項の「戦力」には当たらないとする一方で、その自衛権の発動は、①日本に対する急迫不正の侵害があること、すなわち武力攻撃が

発生したこと、②これを排除するために他の適当な手段がないこと、③必要最小限度の実力行使にとどまるべきことの3つの要件（自衛権発動の3要件）を満たすことが必要であるとの解釈を定着させてきた。そして、政府は、自国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利としての集団的自衛権の行使は、この自衛権発動の3要件、特に①の要件に反し、憲法上許されないと解してきた。

また、政府は、③の要件の自衛権による実力行使の「必要最小限度」については、それが外部からの武力攻撃を日本の領域から排除することを目的とすることから、日本の領域内での行使を中心とし、必要な限度において日本の周辺の公海・公空における対処も許されるが、反面、武力行使の目的をもって自衛隊を他国の領土・領海・領空に派遣する、いわゆる海外派兵は、一般に自衛のための必要最小限度を超えるものであって、憲法上許されないとしてきた。

すなわち、政府は、自衛隊による実力の行使は、日本の領域への侵害の排除に限定して始めて憲法9条の下でも許され、その限りで自衛隊は「戦力」に該当せず、「交戦権」を行使するものでもないと解してきたが、それ故にまた、他国に対する武力攻撃を実力で阻止するものとしての集団的自衛権の行使は、これを越えるものとして憲法9条に反して許されないとされてきたのである。これにより、これまでの政府は既成事実として世界有数の軍事的装備を有するに至った自衛隊が、「専守防衛に徹する」組織であるが故にかろうじて憲法9条に違反しないとする解釈を確立してきたのである。

この海外派兵の禁止、集団的自衛権の行使の禁止という解釈は、1954年の自衛隊創設以来積み上げられてきた、一貫した政府の憲法9条解釈の基本原則であり、内閣法制局及び歴代の総理大臣の国会答弁や政府答弁書等において繰り返して表明されてきた。それは、憲法9条の確立された政府の解

釈として規範性を有するものとなり、これに基づいて憲法 9 条の平和主義のもとで世界有数の軍事組織である自衛隊が存在するという矛盾を埋める現実的枠組みが形成され、「平和国家日本」の基本的あり方が形作られてきたのである。

この解釈は、前述の通り、本来戦争の放棄と交戦権の否認という徹底した平和主義を標榜する憲法 9 条の下で、現実として世界有数の軍事力を持つ自衛隊を保持するに至っているという矛盾を解消するための苦肉の策としての極めて苦しい解釈論と言う側面を有しており、裏返せば、自衛隊が憲法 9 条に違反しないことを説明するための説明のぎりぎりの限界を画していたと言うべきである。

(3) 閣議決定と新安保法制法による集団的自衛権行使の容認

ところが、政府は、2014年7月1日、上記のこれまでの確立したいわば限界的な憲法 9 条の解釈を覆し、これを突破して集団的自衛権の行使を容認することなどを内容とする閣議決定（26・7閣議決定）を行い、これを実施するための法律を制定するものとした。

すなわち、「我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、①我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、②これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないときに、③必要最小限度の実力の行使をすること」は、従来の政府見解の基本的な論理に基づく自衛のための措置として、憲法上許容されるとし、この武力の行使は、国際法上は集団的自衛権が根拠となる場合があるが、憲法上はあくまでも「自衛の措置」として許容されるものである、としたのである（上記①②③は引用者が挿入。これが「新3要件」といわれるものである。）。

この解釈はもはや戦争放棄と交戦権の否認を明文で定める憲法 9 条の解

積限界を超えるものであり、事実上の解釈改憲と言わざるを得ないものだった。

そして、新安保法制法による改正自衛隊法76条1項及び事態対処法2条4号等に、上記新3要件に基づく「防衛出動」との位置づけにより、この集団的自衛権の行使の内容、手続が定められるに至った。

(4) 集団的自衛権行使容認の違憲性

ア しかし、この集団的自衛権の行使の容認は、いかに「自衛のための措置」と説明されようとも、自衛隊創設以来60年以上にわたって政府の限界的憲法解釈として定着し、現実的規範となってきた憲法9条の解釈の核心部分、すなわち、自衛権の発動は日本に対する直接の武力攻撃が発生した場合にのみ、これを日本の領域から排除するための必要最小限度の実力の行使に限って許されるとの解釈を真っ向から否定するものである。それは、これまでの政府解釈が解釈の限界として一線を画していた「他国に対する武力攻撃が発生した場合に自衛隊が海外にまで出動して戦争をすること」を認めることであり、これはもはや自衛隊は「戦力」であることを否定し得ず、交戦権の否認にも抵触することになる。

イ 新3要件に即してみると、そのことはより明確である。

まず、「他国に対する武力攻撃」に対して日本が武力をもって反撃するということは、法理上、これまで基本的に日本周辺に限られていた武力の行使の地理的限定がなくなり、外国の領域における武力の行使、すなわち海外派兵を否定する根拠もなくなることを意味する。

そして第1要件についていえば、従来の解釈である「我が国に対する武力攻撃」があったかなかったかは事実として明確であるのに対し、他国に対する武力攻撃が「我が国の存立を脅かす」かどうか、「国民の生命、自由及び幸福追求の権利を覆す」かどうかは、事実の有無でなく価値的評価の問題であるため、解釈者の主観によって極めてあいまいであり、客観的

限定性を欠く。「密接な関係」「根底から覆す」「明白な危険」なども全て価値的な評価概念であり、その該当性は判断する者の評価によって左右されることになる。そして法案審議における政府の国会答弁によれば、この事態に該当するかどうかは、結局のところ、政府が「総合的に判断」というのである。そうなると政府の恣意的な判断によっていくらかでも軍事力の行使が可能になってしまうことになりかねず、自衛隊の活動を専守防衛に限定する機能はない。

第2要件（他に適当な手段がないこと）及び第3要件（必要最小限度の実力の行使）は、表現はこれまでの自衛権発動の3要件と類似しているが、前提となる第1要件があいまいになれば、第2要件、第3要件も必然的にあいまいなものになる。

例えば、国会審議を含めて政府から繰り返し強調されたホルムズ海峡に敷設された機雷掃海についてみれば、第1要件のいう「我が国の存立が脅かされ、国民の生命等が根底から脅かされる」のは、経済的影響でも該当するのか、「経済的影響」といっても、それは日本が有する半年分の石油の備蓄が何か月分減少したら該当することになるのか、またそのときの国際情勢や他国の動きをどう評価・予測するのかなどの判断の仕方に左右され、第2要件の「他の適当な手段」として、これらに関する外交交渉による打開の可能性、他の輸入ルートや代替エネルギーの確保の可能性などの判断も客観的基準は考えにくく、さらに第3要件の「必要最小限度」も第1要件・第2要件の判断に左右されて、派遣する自衛隊の規模、派遣期間、他国との活動分担などの限度にも客観的基準を見出すことは困難である。

以上に加えて、2013年12月に制定された特定秘密保護法により、防衛、外交、スパイ、テロリズム等の安全保障に関する情報が、政府の判断によって国民に対して秘匿される場合、国民は「外国に対する武力攻撃」の有無・内容、その日本及び国民への影響、その切迫性等を判断する偏り

のない十分な資料を得ることすらできず、政府の「総合的判断」の是非をチェックすることができないのである。

ウ こうして、新安保法制法に基づく集団的自衛権の行使容認は、これまで政府自らが確立してきた憲法9条の規範内容（それ自体が解釈の限界に達していたもの）を否定するものであるとともに、その行使の3要件が客観的限定性をもたず、きわめてあいまいであるため、時の権力を掌握する政府の判断によって、日本が、他国のために、他国とともに、地理的な限定なく世界中で武力を行使することを可能にするものとして、憲法9条の規定に真っ向から違反し、事実上無意味にしてしまうものである。

(5) 立憲主義の否定

ア 日本国憲法は、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」（前文）として、立憲主義に基づく平和主義を明らかにし、基本的人権の不可侵性を規定するとともに（97条）、憲法の最高法規性を規定して（98条1項）、国務大臣・国会議員等に憲法尊重擁護義務を課した（99条）。日本国憲法の立憲主義は、国家権力に憲法を遵守させて縛りをかけ、平和の中でこそ保障される国民・市民の権利・自由を確保しようとするものである。

イ 26・7閣議決定、27・5閣議決定及び新安保法制法の制定によって集団的自衛権の行使を認めることは、自衛隊を保持するに至った歴代自民党内閣すら禁止せざるを得ない規範として確立していた憲法9条の内容を、解釈の限界を乱暴に踏み超えて行政権の憲法解釈及び国会による法律の制定によって改変してしまおうとするものであり、これはまさに、上記の立憲主義の根本理念を踏みにじるものである。

3 後方支援活動等の実施はいずれも違憲であること

(1) 後方支援活動等の軍事色強化

重要影響事態法及び国際平和支援法においては、その主要な活動として、「合衆国軍隊等に対する後方支援活動」及び「諸外国の軍隊等に対する協力支援活動」（以下、「後方支援活動」と「協力支援活動」を合わせて「後方支援活動等」という。また、集団的自衛権の行使と後方支援活動等の実施を合わせて「集団的自衛権の行使等」といいます。）が規定されている。これによって、自衛隊による後方支援活動等は、地球上どこでも、また、米軍に対してだけでなくその他の外国の軍隊に対しても、後方支援活動等を行うことが可能となった。

すなわち、従来の周辺事態法では、「周辺事態」すなわち「そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態」に対処することが目的とされており、少なくとも自衛隊の活動の地理的限界を画する機能を有していたが、周辺事態法は重要影響事態法へと改正され、「周辺事態」の定義規定文言から「我が国周辺の地域における」という限定を外した「重要影響事態」に際して、後方支援活動等を行うことが目的とされ、自衛隊の地理的限界を画する機能は完全に消滅した。

また、自衛隊による他国軍の後方支援については、これまで、アフガニスタン戦争、イラク戦争に際して、テロ特措法、イラク特措法等という特別立法をそのつど行い、外国軍隊への協力支援等が行われてきたが、新しく個別に生じる事態に関係なく発動する事が可能となる国際平和支援法が制定された。これにより、「国際平和共同対処事態」すなわち「国際社会の平和及び安全を脅かす事態であって、その脅威を除去するために国際社会が国際連合憲章の目的に従い共同して対処する活動を行い、かつ、我が国が国際社会の一員としてこれに主体的かつ積極的に寄与する必要があるもの」に対して、

いつでも、地理的限定なく自衛隊を後方支援等のために派遣できることになり、「協力支援活動」、「捜索救助活動」等として、武力行使等をする外国軍隊への協力支援等の対応措置をとることが出来ることになった。

後方支援活動等の内容については、「後方支援活動」及び「協力支援活動」の内容は従前とほぼ同じであり、自衛隊に属する水・食糧・機器等の物品の提供及び自衛隊の部隊等による輸送・修理・医療等の役務の提供が主な内容とされているが自衛隊に属する物品の提供については、従来の周辺事態法等においては、憲法9条適合性を意識して「外国の武力行使と一体化しない」という理屈で一線を画するために「武器（弾薬を含む。）の提供を含まない」として限定されていたところ、重要影響事態法等においては、「武器の提供は含まない」として弾薬の除外が削除され、弾薬の提供が可能となった。

新安保法制法においては、従来の周辺事態法やテロ特措法等の内容を拡大し、これまで禁止されていた弾薬の提供や戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機の給油・整備等、外国の武力の行使に直結する、より軍事色の強いものについての禁止が外されてしまったのである。

(2) 他国軍隊の武力の行使との一体化による後方支援活動等の武力行使性

ア 後方支援活動等とされるものは、外国の軍隊に対する物品及び役務の提供であって、一般に「兵站」と呼ばれているものである。

これらの後方支援活動等は、後述のように、これまでは自衛隊が直接戦闘行為に加わる行為にはあたらず、かつ「外国の武力行使と一体化しない」（いわゆる「武力行使一体化論」）として合憲性の説明がされてきたにもかかわらず、この「武力行使一体化論」もかなぐり捨てることになった。これにより、自衛隊の後方支援活動自体が直接武力行使に当たらないとしても、他国の武力行使と一体化することによって、または一体化する危険性の高いものとして、憲法9条が禁止する「武力の行使」そのものと評価され違憲と解すべきことになることはもはや明らかである。

イ この点について、名古屋高裁2008年4月17日判決（判例タイムズ1313号137頁－自衛隊のイラク派遣差止訴訟）は、イラクにおいて航空自衛隊が多国籍軍の武装兵員を空輸した行為につき、「他国による武力行使と一体化した行動であって、自らも武力の行使を行ったと評価を受けざるを得ない行動であるといえることができる」と判示した。

後方支援活動等は、それ自体は戦闘行為そのものではないとしても、相手国から見れば一体として武力を行使しているものとして攻撃の対象となり得るものであり、法的にも武力の行使と評価されるものなのである。

ウ 上述の通り、従来の政府解釈では、このような一体化論（後方支援活動等が、法的に武力行使とみられることがあるとの議論）を前提として、逆に他国軍隊の武力行使と「一体化」しなければ憲法上の問題を生じないと解釈が行われてきた。

周辺事態法（1999年）においても、米軍の支援を行うことができる地域を、「後方地域」すなわち「現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる地域」に限定することによって、米軍の武力行使と一体化しない法律上の担保とする仕組みがとられた。周辺事態法においては、同時に、後方地域支援活動としての米軍に対する物品・役務の提供から、弾薬を含む武器の提供、戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油・整備が除外された。

また、旧テロ特措法（2001年）においても、周辺事態法の上記「後方地域」と同じ文言で定められた地域に協力支援活動等を限定して、多国籍軍との武力行使の一体化が生じないようにすることとされた。ここで限定された活動地域は、法文上の定義ではないものの「非戦闘地域」と称され、自衛隊の活動領域を「非戦闘地域」に限定し、「非戦闘地域」での協力支援活動等は武力行使に当たらないとして、法文上この問題を解決しよ

うとしていた。

旧イラク特措法（2003年）においても同様の解釈が行われた。

もともと、「非戦闘地域」と「戦闘地域」の区別についても大きな議論となり、そもそもこのような区別を前提とする立法および解釈自体が、相当に危険をはらんでいるものだった。現に、「非戦闘地域」とされたサマワの自衛隊の宿営地に迫撃砲やロケット弾による攻撃が10回以上発生した。

エ もともと、「限定した」という説明自体に無理があり、運用の事態から見ると相当に危険をはらんでいる立法および解釈であったにもかかわらず、重要影響事態法と国際平和支援法は、これらの要件をさらに骨抜きにできてしまっていて、事実上限定の意味を失わせた。つまり、「現に戦闘行為を行っている現場」ではない場所であれば、そこで実施する日本の支援活動については、そもそも当該他国の武力行使と一体化するものではない、という考え方を採ることとし、状況の変化に応じて、その場所が「現に戦闘行為を行っている現場」になる場合には、その活動を休止・中断すればよいものとしたのである（26・7閣議決定）。

しかし、重要影響事態法によれば、「戦闘行為」の定義は「国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為」（2条3項）を意味する。そして常識的に考えても、武力紛争、武器により行われる殺傷・破壊行為は、必ずしも24時間絶え間なく続くわけではなく、前進・後退、補給、小休止、偵察、戦況判断などの様々な局面で中断したりしながら断続的に継続するものであることは明らかであろう。その中でたまたま殺傷・破壊が一時的に中断しているからといって、戦闘の他方当事者からは中断の目的や継続時間、再開の時期などは全く判断できず、戦闘行為は何時再開されるか全くわからない中で、自衛隊が「現に戦闘が行われていないから」として、戦闘地域に行って後方支援活動をすれば、突然予測

不可能に戦闘が開始され武力行使に巻き込まれ、攻撃を受け応戦せざるを得ない事態になることは明らかである。そうであるからこそ、これまでの法律では「現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる地域」に活動を限定することによって、自衛隊の後方支援活動等が武力行使と一体化しないように担保していたのである。新法は、この限定をかなぐり捨て、限定を取り払ってしまったのである。もはや「限定」は言葉遊びに過ぎず、限定の意味は無くなってしまっていることは明白である。

加えて、重要影響事態法と国際平和支援法は、後方支援活動等の内容として、弾薬の提供や、戦闘行為のために発進準備中の航空機に対する給油・整備までも許容している。これは他国軍隊の武力行使への直接の支援にほかならない。

オ 政府は、それでも「武力行使の一体化」は生じないとするが、これは戦闘の実態に目をつぶった欺瞞であると言わざるを得ない。これによれば、自衛隊は、現に戦闘行為が行われていなければ、戦闘地域（何時戦闘行為が再開されるか全く予測不能な場所）で、弾薬の提供までも含むような兵站活動を行うことができるということである。そのような場合、自衛隊は、相手国から見れば、武力を行使する他国の軍隊とまさに一体となって武力を行使する支援部隊にほかならず、相手国からの攻撃の対象とされることは避けられない。そして自衛隊がこれに反撃し、交戦状態へと突き進む危険性は極めて高いといえる。

危ういながら、「非戦闘地域」という枠組みによってかろうじて合憲性の枠内に留まるとされてきた後方支援活動等ではあったが、その枠組みさえも取り払われ、弾薬の提供等まで許容した上記二つの法律においては、もはや従来同様の合憲性の説明は成り立たないことは明らかである。新安保法制法による自衛隊の後方支援活動等は、もはや他国軍隊の武力の行使

と一体化し、又は一体化の危険性が高い活動といわざるを得ず、憲法9条に違反するものであることが明らかである。

4 砂川事件判決について

集団的自衛権の行使が憲法上許容されるものであることについての根拠を示すことが困難になっていく中で、政府与党からは、最高裁1959年12月16日大法廷判決(刑集13巻13号3225頁, 砂川事件判決)において「わが国が、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛のための措置をとりうることは、国家固有の権能の行使として当然のことといわなければならない」と述べられていることをもって、「必要な自衛の措置をとること」には、集団的自衛権も含まれるとの合憲性の主張がなされるようになった。

しかし、砂川事件は、現在とは安全保障環境がまったく異なる60年近く前に、アメリカ軍基地の駐留が合憲か否かが争われたものであり、集団的自衛権の憲法適合性はまったく争点になっていない。しかも、最高裁の上記判示部分は、傍論として、日本に対する直接の武力攻撃があった場合の当然の「国家固有の権能」としての自衛の権利について述べたものであることは文脈上も明らかである。そのような判決文の片言隻句をして、今回の新安保法制法正当化の論理の根拠としてこじつけるほかに正当化の論拠が見いだせないところに、逆に合憲論の根拠の弱さが明白に表れている。

5 まとめ

以上のとおり、集団的自衛権行使及び後方支援活動等の実施を容認する部分、すなわち、新安保法制法のうち、少なくとも集団的自衛権の行使等の根拠となる条項(自衛隊法76条1項2号等, 重要影響事態法3条1項2号, 6条1項, 2項等, 国際平和支援法3条1項2号, 7条1項, 2項等)は、いずれも憲法9条に一義的にかつ一見極めて明白に違反し、違憲であり、違憲の法律制定に向けての閣議決定及び国会の議決等が違法であることは明らかである。

第3 新安保法制法の下での違憲行為

1 新安保法制法制定後の軍事大国化

(1) 新安保法制法制定前後からの自衛隊の新装備等の導入やその構想の拡大には著しいものがあり、従来の「専守防衛」の域を超えるものと言わざるを得ない。このまま進めば、日本はまぎれもない軍事国家へと変貌するだろう。

ア 新安保法制法が制定された際に、離島への不法上陸などグレーゾーン対策とされていた、「日本版海兵隊」と呼ばれる水陸機動団が、米軍海兵隊との共同訓練等を経て、2018年3月27日に発足した。同時に、2021年度までに、水陸機動団を最前線に運ぶオスプレイ17機が導入されることも決定している。

イ 政府は、2017年12月、新たな弾道ミサイル防衛システムとして、陸上配備型イージス・システム（イージス・アショア）2基を導入することを決定した。秋田県と山口県に設置することが構想されているが、導入に1基1000億円以上もかかる装備で、単独国での保有はアメリカ以外にはないものである。

ウ 航空自衛隊の戦闘機に搭載する長距離巡航ミサイルを導入するための関連経費として約22億円が、2018年度予算に盛り込まれた。日本海上空や東シナ海上空から発射すれば北朝鮮や中国まで届くもので、敵基地攻撃が可能なミサイルであり、攻撃的兵器として専守防衛を逸脱するものである。

エ 2018年1月には、航空自衛隊初のステルス戦闘機F35Aが、米国での訓練等を経て青森県三沢基地に配備された。相手のレーダーに捉えられにくく、防空網を破って侵入できる敵地攻撃的な能力を持つもので、F4の後継機として42機の導入が予定されている。日米が同じ機体で編隊を組み、データをリンクして敵地を攻撃する共同作戦も視野に入ってくるという。

オ 2017年5月、自衛隊法95条の2の武器等防護に関する警護を初めて実施した日本最大の護衛艦「いずも」は、空母の形状をしたヘリコプター搭載艦だが、この「いずも」を、垂直離着陸が可能なF35Bステルス戦闘機を搭載する空母とする構想が浮上し、検討されている。これまで日本は、憲法9条の制約として、相手国の壊滅的破壊のために用いられる攻撃型兵器の保有は認められないとして、空母は持たないとされてきたが、これも踏み越えられようとしている。

(2) このように、新安保法制法の下で、自衛隊は、ミサイル防衛も含めて米軍との共同・一体的運用を深化し、海外での武力の行使も視野に入れて敵地攻撃能力を備えた新たな装備を次々と導入する動きが顕著になっている。それは、日本の領域を守るという専守防衛から離脱して、世界規模に武力の行使を含めた活動を展開しようとする動きとして、根本的に変容させてしまう危険性を示すものといわざるを得ない。

2 具体的行為

新安保法制法施行後、新任務として実施されたのは米イージス艦への給油と米艦防護、新安保法制法により新たに認められた駆けつけ警護及び宿营地共同防護の任務を付与された自衛隊部隊の南スーダンへの派遣である。これらは、いずれも従来の政府解釈でも違憲となる行為である。以下、それぞれについて論ずる。

(1) 米艦への給油

ア 2017年4月から海自の補給艦が弾道ミサイル警戒にあたる米イージス艦に給油を行っていたことが新聞報道された（2017年9月15日新聞赤旗、同月16日日経新聞）。

これは、同年4月に発効した日米ACSA（物品役務相互提供協定）に基づく任務である。国内法的な根拠は、新安保法制法により自衛隊法100条の6（米軍に対する物品役務の提供）が改定され、「ミサイル防衛」

などに従事する米軍への物品・役務の提供が可能となった。同条は、「防衛大臣又はその委任を受けた者は、次に掲げる合衆国軍隊（アメリカ合衆国の軍隊をいう。以下この条及び次条において同じ。）から要請があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、当該合衆国軍隊に対し、自衛隊に属する物品の提供を実施することができる。」と定め、その4号に「4 自衛隊の部隊が第82条の3第1項又は第3項の規定により弾道ミサイル等を破壊する措置をとるため必要な行動をとる場合において、当該部隊と共に現場に所在して当該行動と同種の活動を行う合衆国軍隊」と定めている規定によるものと思われる（菅官房長官は、新たな日米ACSAに従って、実際にそのような活動を行っている」と述べ、改定ACSAの適用を認めたが、「自衛隊・米軍の運用の詳細が明らかになるおそれがある」として、日時や場所・回数などの具体的な活動内容は一切明らかにしなかった。また、河野克俊統合幕僚長も記者会見で、「どういう場面で何を提供しているかは、運用に関わることなのでお答えできない」と詳細を隠した。）。

イ 上記米艦への給油は、「平時」の自衛隊法100条の6に基づく「後方支援活動」であるが、後方支援活動は、重要事態対処法でも国際平和支援法でも自衛隊に認められた活動である。しかし、我が国では後方支援活動と呼ばれるものの、軍事的には、兵站行為にあたるものであり、国際法上は、敵対行為として中立義務に違反する行為、「武力行使に該当する可能性のあることは国際法上一般的な解釈である」と評価されている（大河内美紀「国際平和支援法案の検討」日本評論社別冊法学セミナー安保関連法総批判53頁）。米艦が一旦、武力行使を行った場合には、その米艦に補給活動を行っていた自衛隊の艦船は、米艦の武力行使と一体とみられ、憲法9条1項の禁止する「武力の行使」を行ったものとして、憲法9条1項違反に該当する。米艦が武力行使をしなかった場合でも明らかに「武力に

よる威嚇」に該当し、これと一体化するような補給行為（後方支援行為）は、やはり憲法9条1項に違反する。

(2) 米艦防護

ア 2017年5月1日から3日にかけて、安保法制法に基づく「武器等防護」の初めての任務が行われた。海上自衛隊の護衛艦「いずも」が、1日に横須賀基地を出て房総半島沖周辺で米海軍の貨物弾薬補給艦「リチャード・E・バード」と合流し、周辺を警戒しながら四国沖へ向かっていた。一方、別の海自護衛艦「さざなみ」は2日午前にも呉基地（広島県）を出港し、豊後水道を南下して太平洋に出た後、3日に四国沖でいずもと合流した。2隻は補給艦を護衛しながら航行したとされている。

この間、海上自衛隊護衛艦の艦載ヘリコプターを補給艦に着艦させ、海自艦が補給艦から燃料の補給を受ける手順を確認するなどの訓練も実施したという（朝日新聞2017年5月3日）。

この行動は、武器等防護任務の初実施という実績作りとともに、日本とアメリカが軍事的に一体となって行動していくことをアピールする狙いがあった。

今回の実績をもとに、日本海に展開する米原子力空母カール・ビンソンや米イージス艦に対する「米艦防護」、米戦闘機に対する「米軍機防護」などへと拡大する危険もある。

もっとも、これらの事実について、政府は公式な発表を行っていない。2016年12月22日国家安全保障会議決定「自衛隊法第95条の2の運用に関する指針」によると、「防衛大臣は、毎年、前年に実施した警護の結果について、国家安全保障会議に報告するものとする」とされ、武器等防護の任務が行われたとしても、年毎の報告にとどまる。また、「本条の運用の状況については、次のア及びイに規定するもののほか、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（1999年法律第42号）を踏まえ、

政府として適切に情報の公開を図ることとする」とされているものの、「防衛大臣は、本条の運用に際し、自衛隊又は合衆国軍隊等の部隊に具体的な侵害が発生した場合等、本条による警護の実施中に特異な事象が発生した場合には、速やかに公表すること」という書き方のおり、速やかな公表は特異な事象が発生した場合に限られる。一切が公表されず、秘密裏に事態が進み、攻撃を受けて公表された時には、既に戦闘状態に陥っている可能性が否定できない。

イ 米艦防護の法的根拠

(ア) そもそも従来の法的な枠組みでは、自衛隊の「警戒監視活動」は、その法的根拠は、防衛省設置法4条18号の「所掌事務の遂行に必要な調査及び研究を行うこと」という、もともと根拠薄弱なものであり、そのような活動を自衛隊と他国の軍隊が連携して行いうるのか曖昧なものであった。これが、2014年閣議決定により、集団的自衛権行使を違憲でないとしたことにより、他国軍との平素からの連携、共同を否定する必要がなくなり、米軍からの要請により、共同して警戒監視活動を行う任務を担うことが可能となる、という論理に基づいて根拠づけられることになった。つまり、「集団的自衛権行使が可能なら平時の共同連携行為も当然」という論理に基づくものである（小沢隆一「日米軍事同盟「最前線」の法整備の素顔」日本評論社別冊法学セミナー安保関連法総批判83頁～84頁）。しかし、集団的自衛権行使が違憲である以上、上記共同の警戒監視活動の法的根拠は、防衛省設置法以外になく、米軍からの要請を断れないために、無理矢理につじつまを合わせたものとしか考えられない。そもそも法的根拠が薄弱であり、それ自体、違法の疑いがある。

(イ) しかも、米艦防護の直接の法的根拠は、自衛隊法95条の2によるものと考えられる。新安保法制法によって改定された自衛隊法95条の2は、「自衛官は、アメリカ合衆国の軍隊その他の外国の軍隊その他これに類

する組織（次項において「合衆国軍隊等」という。）の部隊であつて自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動（共同訓練を含み，現に戦闘行為が行われている現場で行われるものを除く。）に現に従事しているものの武器等を職務上警護するに当たり，人又は武器等を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には，その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし，刑法第36条又は第37条に該当する場合のほか，人に危害を与えてはならない」として，日本の武器等の防護のほか，合衆国軍隊等の武器等を防護するために，自衛官が武器を使用することができることとされた。この規定は，自衛隊の武器等防護のための自衛官の武器使用権限を定めた自衛隊法95条の適用場面を拡張し，自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動に現に従事している米軍等の部隊の武器等を防護するため，平時から自衛官に武器の使用を認めるものである。

ウ 自衛隊法95条の2の違憲性

政府は，自衛隊による武器等防護を警察権の行使として捉えている。すなわち，我が国の防衛力を構成する重要な物的手段を破壊や奪取から防護するための極めて受動的，限定的な必要最小限のものとして，例外的に認められてきたもので，本来は警察機能に属すべきものであるが，自衛隊の武器等が強力なものであるため，警察機関ではなく，武器等を警護する任務を与えられた自衛官に武器使用の権限を与えたものである（福田護「解説 安保法制改定法案の概要とその違憲性」長谷部恭男・杉田敦編『安保法制の何が問題か』（岩波書店2015年）48頁）。

このような武器使用は，防護対象が主に武器であるため，生命・身体に対する自然的権利とも言えず，従来の政府答弁でも積極的な根拠付けはできないままであった。2003年6月13日衆議院外務委員会における内閣法制局第二部長答弁でも，「憲法上問題が生じない武器の使用の類型と

いたしましては、従来の自己等を防衛するためのもの及び自衛隊法第95条に規定するもの以外にはなかなか考えにくい」とされていた。

特に、95条を国外において適用することには憲法上の疑義が呈され、国連平和維持活動協力法においては、2001年にPKFの凍結解除がなされるまで、同条の適用も除外されていたし、1999年の周辺事態法制定に際しても議論がなされたこともある。そして、この規定の解釈として、「我が国の防衛力を構成する重要な物的手段を破壊、奪取しようとする行為に対処するため」、武器等の退避によっても防護が不可能であること（事前回避義務）、武器等が破壊されたり相手が逃走した場合には武器使用ができなくなること（事後追撃禁止）など、極めて受動的かつ限定的な必要最小限の使用のみが許されるものとされてきた（1999年4月23日付け政府統一見解「自衛隊法95条に規定する武器の使用について」）。このように、自衛隊の武器等防護を定めた自衛隊法95条すら憲法上の根拠に疑義がある。ましてや、外国軍隊の武器等防護のために自衛官が武器を使用することに、憲法上の根拠は考え難い。

宮崎礼壹元内閣法制局長官も「改正自衛隊法95条の2で米国の武器等を自衛隊が防護する規定も、我が国の防衛力を構成する重要な物的手段だとの評価に重大な疑問があり、また、事前の回避義務、それから事後追撃禁止の条件を米軍自体に約束させるという前提でなければ、その自衛隊、自衛官による防護は、容易に違憲の武力行使に至るおそれがあると考えます。」（2015・6・22衆・安保法制特別委6～7頁）と国会で述べている。

このように、自衛隊法95条の2が規定する行為は、武力行使に当たり、またはその具体的危険を生じさせるものであるから、憲法9条1項が禁止する「武力の行使」に当たり、違憲である。

以上のとおり、集団的自衛権行使容認の閣議決定は、米軍との共同での

警戒監視活動へと波及し、新安保法制法の「制定」により、新設された自衛隊法 95 条の 2 を根拠として、米艦の防護を実施したのであるが、それは集団的自衛権行使の前倒しの法整備であったという他ない。

(3) 新安保法制法に基づく南スーダン P K O (U N M I S S) への自衛隊派遣の違憲性

ア 自衛隊の P K O 派遣は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（略称：P K O 協法力）に基づいて実施計画を定め、それに基づき実施要領を策定して派遣命令が下される。

2015 年 9 月 19 日に成立し翌年 3 月 29 日に施行された「我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律」（以下「安保関連法」という。）及びその 1 つである改正「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律」（以下「改正 P K O 協法力」という）に基づいて、同年 11 月 15 日、政府は改正 P K O 協法力の新たな任務である「駆け付け警護」と「宿営地共同防護」を付与する「南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更」を閣議決定し、防衛大臣が同月 18 日付けで第 11 次隊に派遣命令を発した。

イ P K O 協法力は、制定された当時から違憲の疑いが指摘されてきた。その後の改正でも憲法との適合性について疑問が出され続け、国会でも憲法適合性について疑問が投げかけられたが、政府は、真正面からそれに答えることがなかった。そのため、憲法違反の法律の制定、改正及びそれに基づく P K O 派遣について、憲法違反にあたるのか否かについて、国会で慎重な議論が闘わされることなく、なし崩しに違憲の疑いの強い法改正が繰り返されてきた。

ウ そしてついに、従来の政府解釈からは違憲であるはずの任務を付与する法改正（改正 P K O 協法力）が行われ、現在の政府解釈によっても、P K O 協法力の合憲性を担保する筈の P K O 5 原則の適合性について、事実が

隠蔽された上で、P K O協力法にも反する「戦闘」地域への自衛隊派遣が行われた。これが南スーダンへの自衛隊派遣である。

エ 安保関連法で改正されたP K O協力法の新任務に関する規定の違憲性

(ア) 改正P K O協力法は、前述した国連P K Oの変質・変遷に対応するものとして作られ、新たな任務を加えている。同法は、憲法第9条との矛盾抵触を防ぐため定めた旧P K O協力法の参加5原則を踏襲している装いを凝らしているものの、その実質は旧法の法令違憲性を量的・質的に拡大させるものである。

(イ) 駆け付け警護（法第3条五ウ）と外国軍隊等を守るための武器使用（法26条2項・4項，自衛隊法89条2項）

1) 駆け付け警護とは、「P K O等の活動関係者の生命又は身体に対する不測の侵害又は危難が生じ、又は生ずるおそれがある場合に、緊急の要請に対応して行う当該活動関係者の生命及び身体の保護の活動」である。「P K O等」の「等」には、法令上は文民、警察、軍事などについての制約はない。かかる活動に対処するために、自己のみならず「他人の生命、身体若しくは財産を防護し、又はその業務を妨害する行為を排除するため」にも武器使用を認めた（法第26条2項）。しかも、従来の自己保存型武器使用から、任務遂行型武器使用に拡大・転換した（同条4項，自衛隊法89条2項）。

2) 駆け付け警護は、言い換えれば奪還作戦であり、戦闘行為の中核をなすものである。相手が武力で攻撃してくる以上、こちらも武力で対抗することになるから、武力の行使そのものである。また、自国民ではなく他国民の救出であるから、他国防衛という本質を有する。

従って、政府解釈の「専守防衛」の立場からしても、上記自己の生命・身体を守るためという武器使用目的を超えて武器使用を許容した時点で、憲法9条2項に違反し、明らかに違憲である。そして武力の

行使は、憲法 9 条 1 項に違反する。

(ウ) 宿営地の共同防護と任務遂行に必要な武器使用（法 25 条 7 項）

- 1) 宿営地の共同防護の任務が追加され（法 25 条 7 項），そのための武器使用は，従来の「自己保存型の自然権的武器使用」を維持しつつも，自衛隊員本人だけではなく「その宿営する宿営地に所在する者」も追加された。

宿営地の共同防護とは，要するに陣地防御であり，戦闘行為において最も重要な活動である。武装した軍事組織の隊員が，組織の任務の一環として武器を使用する「組織戦」を，隊員個人の「自己保存型の自然権的武器使用」であるというのは，黒を白と言うほどの擬制であり，自然権によって正当化できるものではない。よって，憲法 9 条 2 項に違反することになる。さらに，他国の軍隊は，国際法上の交戦法規が適用される武力行使を行なうのであり，それと一緒に任務を遂行することになる以上，他国の武力行使と一体化し，憲法 9 条 1 項の武力行使禁止原則に違反することとなる。

- 2) さらに，政府解釈は，武力行使の定義を「国際的な武力紛争の一環としての戦闘行為」とし，武器使用の相手が「国又は国に準じる組織」でなければ「国際的な武力紛争」ではないとして，武力行使該当性を否定する論理も展開する。

しかし，武器使用の相手が「国」ないしは「国に準ずる組織」であるか否かで武器使用と武力行使が区別されるとするのも，これまたわが国の独自の解釈である。国際法上は，どんな相手であれ，軍隊が組織的に武器を使用する場合には武力行使＝交戦権行使となり，交戦法規が適用されるのである。

- 3) 実質的にも，「自己保存型の自然権としての武器使用」は，自衛隊員がごく身近に所在する人を防護することを想定したものであるが，宿

営地共同防護は、広大な宿営地全体を防護するためのものであるから、それを「自己保存型の自然権的武器使用」とするのは明らかに実態と乖離しており、現実離れした説明である。

ジュバの国連宿営地は、ジュバ国際空港に隣接した広大な敷地を持ち、10カ国の軍隊が駐留している。遙か離れた他国部隊と共同して自衛隊が宿営地共同防護のため武器を使用するのであるから、とうてい「自己保存型の自然権としての武器使用」になどなるはずがない。

- 4) 改正PKO協力法では、安全確保活動・警護活動、駆けつけ警護活動は、それ以外の国際平和協力業務とは異なり、「当該活動及び当該業務が行われる期間を通じて停戦合意が安定的に維持されている」ことを要件としている（第6条13項9号，10号，11号）。停戦合意が安定的に維持されている場合、「国または国に準じる組織」は存在しないとみなしているのである（内閣官房作成PKO協力法改正法案想定問答集）。

しかし、この理由付けはこじつけである。武力行使に関する政府解釈を前提にしても、現在の南スーダンでは、政府軍と反政府軍とが内戦状態であるうえ、南スーダンPKO（UNMISS）は政府軍、反政府軍を問わず交戦を想定しているのである。

(エ) 現地住民保護・巡回・検問等で任務遂行に必要な武器使用（法26条1項・4項，自衛隊法89条2項）

- 1) 法3条五トは、住民保護と治安維持活動を規定し、同号ラはいわゆる駆けつけ警護活動を規定し、これらの新たな任務に対応する武器使用権限として、第26条1項は任務を妨害する行為を排除するための武器使用（任務遂行のための武器使用）、同条2項は駆けつけ警護のための武器使用規定を置いている。（さらに第25条7項が新設されて「宿営地共同防護」のための武器使用が可能となっている）。

要するに、自衛隊の任務は大幅に拡大し、そのための自衛官の武器使用権限を格段に強化したのである。

- 2) 上記の武力がひとたび行使されれば、「交戦状態」に発展する危険性は極めて高くなる。

このような武力行使は、憲法9条1項に違反するとともに、憲法9条2項の「戦力不保持」及び交戦権否認規定に違反するものである。

オ 南スーダンPKO（UNMISS）への第11次隊派遣の違憲性（適用違憲）

- (ア) 仮に改正PKO協力が法令違憲とまで解されないとしても、南スーダンPKO（UNMISS）に自衛隊を派遣し、業務に従事させることは、憲法9条に対する適用違憲である。

具体的には、PKO参加5原則のうち、まず、①紛争当事者間の停戦合意は存在せず崩壊していること、②それ故に紛争当事者による国連及び日本のPKO参加同意が存在しているとはいえないこと、③UNMISSは政府軍にも反政府軍にも武力で対抗しており「中立的」でないこと、が明らかである。

- (イ) すなわち、2013年12月に首都ジュバから始まった南スーダン内戦は瞬く間に全土に拡大し、大規模な人道的破局が現れたため、2014年5月27日安保理決議2155号により、UNMISSの筆頭任務に住民保護を掲げて、憲章第7章に基づく武力行使権限を付与した。

そしてさらに、2016年7月の内戦を受け、同年8月12日、国連安保理は決議2304号で、地域防護軍4000人を新たに派遣することを決定し、同部隊にジュバの治安確保や文民保護のために全ての必要な措置をとることができ、「攻撃を企図しようとしていることが確実である・・・いかなる主体に対しても、迅速で効果的な交戦」を行なう権限まで付与している。つまり、南スーダン政府軍（正規軍）及び反政府

軍、さらには他の武装勢力に対する先制攻撃を命じている。このような状態である以上、和平合意＝停戦合意が崩壊していることは明らかである。

(ウ) これに対して、政府は2016年10月25日、南スーダンPKOへの派遣期間を2017年3月31日まで5カ月間延長するにあたり、「派遣継続に関する基本的な考え方」を発表した。

その内容は、「武力衝突や一般市民の殺傷行為が度々発生し」、「(退避勧告は)最も厳しいレベル4の措置であり、治安情勢が厳しいことは十分認識している」としつつ、次のように述べる。

「PKO参加5原則については、憲法に合致した活動であることを担保するものである。この場合、議論すべきは、我が国における法的な意味における『武力紛争』が発生しているかであり、具体的には、『国家又は国家に準ずる組織の間で行なわれるものである戦闘行為』が発生しているかである。(これは憲法との関係であり、その意味において我が国独自の問題である。)」

「南スーダンの治安状況は極めて悪く、多くの市民が殺傷される事態が度々生じているが、武力紛争の当事者(紛争当事者)となり得る『国家に準ずる組織』は存在しておらず、当該事態は「戦闘行為」が発生したと評価し得るものではない。また、我が国における、法的な意味における『武力紛争』が発生したとは考えていない。」

(エ) 上記の政府見解は、事実を白を黒と言いくるめ、恣意的な法解釈を弄するもので、詭弁もはなはだしい。

第1に、南スーダン内戦は、政府軍及び反政府軍との関係で生じている。これを『国家』又は『国家に準ずる組織』でないと言うことはできない。

第2に、国連安保理は「いかなる主体に対しても、迅速で効果的な交

戦」を行なう権限を付与している。かかる国連の認識と判断こそ基準に置かれるべきであり、ひとり日本の勝手な解釈と行動で行なうべきものでない。

(オ) P K O参加5原則の④は、上記原則のいずれかでも充たされない場合にはわが国独自の判断で中断・撤退を行なうというものである。

この点で、国連におけるP K O部隊の指揮に関しては「その参加国から派遣された人員は国連の利益のみを考慮してその行動を律しなければならない」とされている。

要件を満たさなくなっただけからと言って、直ちに自国の利益だけの判断で中断・撤退ができるわけではない。国連P K O部隊や他国軍隊との調整が必要である。従って、その調整が難しい事態になる前に中断・撤退を決断することが法意であり、重要なことである。そして、国連P K Oは軍事部門だけではなく多くの非軍事部門を抱えており、日本の国際貢献は非軍事部門でも果たすことができるのだから、軍事要員の中断・撤退を躊躇する理由はない。中断・撤退を引き延ばすことは、自衛隊の派遣を自己目的化し、憲法と自衛隊員の命を蔑ろにするものである。

(カ) P K O参加5原則の⑤は、要員の生命等の保護のための最小限の武器の使用に限るというものであるが、武器使用の拡大が際限なく拡大され他国との武力行使に突き進んでいる。

この点で、閣議決定された活動計画によれば、自衛隊は南スーダンP K Oへの派遣にあたり、軽装甲機動車（最高速度時速100キロメートル。台数は明らかにされていない）と5.56mm機関銃（11丁）を持参している。軽装甲機動車は5.56mm機関銃を装備し、軽対戦車誘導弾の車上射撃もできる。また、C-130H輸送機4機を持参しているが、同機は完全武装の空挺隊員64人（通常の搭載人員は92人）を載せることができる、米海兵隊のほか世界各国で使われている軍用機

である。これらは、明らかに「自己保存型の自然権的武器使用」を超えており、これらを使用した武器使用は、他国軍隊と同じ「武力の行使」にほかならない。

3 まとめ

以上のとおり新安保法制法の制定後、日本はこれまでの専守防衛をかなぐり捨て、米国やその他の外国軍との共同での戦争に本格的に乗り出す体制を整え、実際に、武器も装備もそして米軍との共同行動にも乗り出している。南スーダンPKOでは戦地であることを知りながら（それは、憲法違反にならないための担保だという政府解釈からも違憲となる）自衛隊を、武力行使に至る危険性の高い新任務を付与して派遣している。新安保法制法制定後の政府のこのような行為は、立憲主義による統制など念頭にないかのごとき態度である。まさに、政府が憲法による統制を無視し、国会もこれを統制出来ないとき、司法こそが、違憲の立法、行政を止めることができるのである。これほどあからさまな憲法無視を前に司法はその存在価値を問われていると言っても過言ではない。

第4 新安保法制法の制定に係る行為による原告らの権利侵害

1 集団的自衛権の行使等によってもたらされる状況

- (1) 以上のとおり、新安保法制法において規定された、①自衛隊法76条1項2号に基づく存立危機事態における防衛出動（集団的自衛権の行使）、②重要影響事態法6条1項又は2項に基づく重要影響事態における後方支援活動、③国際平和支援法7条1項又は2項に基づく国際平和共同対処事態における協力支援活動は、憲法9条に違反する。

憲法9条はこれまで、少なくとも、このような行為を国に禁止することによって、日本が他国の戦争に参加・加担し、又は他国の戦争に巻き込まれて戦争当事国となることのないよう、その歯止めとなってきた。

- (2) ところが、集団的自衛権の行使は、日本が他国の戦争に、海外にまで出向いて参加し、武力を行使して、日本を戦争当事国としてしまう。日本が戦争当事国になれば当然に、敵対国ないし敵対勢力からの武力攻撃やあるいはテロ攻撃を、日本の領域に対しても招くことになる。すなわち、日本の国土が戦場となるのである。
- (3) 新安保法制法による後方支援活動等についても、これは前記のように、戦闘行為の現場近くで弾薬の提供等まで行う兵站活動を認めるものであるから、容易に外国軍隊との武力行使の一体化を招く。相手国等から見れば、自衛隊は、他国の軍隊と一体となって武力を行使する支援部隊として攻撃対象となり、自衛隊がこれに反撃して戦闘状態となる危険、すなわち自衛隊による武力の行使に至る危険が極めて高いものである。

こうして、ここでも、後方支援活動等から、日本は戦争当事国となり、日本の領域に対しても武力攻撃やテロ攻撃を招くことになる。

2 各事態においてとられる措置と国民の権利制限・義務等

- (1) 国民は、重要影響事態、国際平和共同対処事態及び存立危機事態、そして、存立危機事態において多くの場合並存することにならざるを得ない武力攻撃予測事態、さらには、その後、移行することが予測される武力攻撃事態において、以下に掲げる多種多様の権利制限を受け、義務を負わなければならないことになる。私たちは、この訴訟において、4以下に記載する2つの権利侵害（平和的生存権侵害、人格権侵害）に限定して主張しているが、新安保法制法の成立がなければ甘受する必要など全くなかったこのような権利制限、義務の負担等によって、より広範な自由権、財産権の侵害を受けることになる。
- (2) 重要影響事態及び国際平和共同対処事態においては、国は、後方支援活動等の「対応措置」に関する「基本計画」を定めてこれを実施することになる

が、その場合、国は、地方公共団体その他国以外の者に協力を依頼することができる等とされている（重要影響事態法 9 条，国際平和支援法 13 条）。

ここで「国以外の者」としては、事態対処法でいう指定公共機関・地方指定公共機関などが想定される。指定公共機関には、各種独立行政法人，日本銀行，日本赤十字社，日本放送協会，日本郵便，全国的ないし広域的な放送事業者，電気・ガス事業者，航空運送業者，鉄道事業者，電気通信事業者，旅客・貨物運送事業者，海運事業者等が，法人名で個別に指定されている（事態対処法施行令 3 条，2004 年 9 月 17 日内閣総理大臣公示）。地方指定公共機関は，知事がその地域で同種の公共的事業を営む者から指定している（国民保護法 2 条 2 項）。

- (3) 存立危機事態においては、国は、「対処措置」すなわちその事態に対処する自衛隊の任務の遂行等に関する措置（武力の行使，部隊の展開等）と国民保護関連措置（公共的施設の保安，生活関連物資の安定供給等）の両面で「対処基本方針」を策定し，事態対策本部を設置し，これらの対処措置を実施する。存立危機事態については，地方公共団体・指定公共機関はこれら対処措置を行う責務までは規定されていないが，国と連携協力して万全の措置を講ずべきこととされ（事態対処法 3 条 1 項），事態対策本部長（総理大臣）の調整を受け，調整に応じない場合には指示，代執行もなされる（同法 14 条，15 条）。
- (4) 武力攻撃予測事態は，日本の領域に対する武力攻撃にはまだ至っておらず，自衛隊法 76 条 1 号の防衛出動はまだなされていないが，これが予測される状態であり，この段階でも例えば，自衛隊に防衛出動待機命令が出され（同法 77 条），予備自衛官が招集される（同法 70 条）等，防衛出動に備える体制がとられる。また，自衛隊展開予定地域での陣地その他の防御施設構築のため，武器の使用，土地等の強制使用等もなされる（同法 77 条の 2 等）。

そして、その後移行することが予測される武力攻撃事態における場合と同様、国は、自衛隊の任務の遂行等に関する措置と国民保護に関する措置の両面での「対処措置」をとるため、「対処基本方針」を策定し、事態対策本部を設置する。そして、武力攻撃事態等においては、地方公共団体・指定公共機関等は対処措置を行う責務があり、国民もこれに協力するよう努めるものとされる（事態対処法5～8条）。したがって、地方公共団体・指定公共機関等にはそれらに伴う様々な業務が指示され、その職員・労働者が従事を求められる。

そして、武力攻撃事態（日本に対する外部からの武力攻撃が発生し、又はその危険が切迫した事態）は、まさに日本の領域が戦場になる局面であり、その中で防衛出動と武力の行使がなされることになる（自衛隊法76条、88条）。そこでは、自衛隊の任務遂行（戦争遂行）のため、また国民保護措置のため、強力な権利制限が可能とされる。その典型的なものが同法103条であり、①病院等政令で定める施設の管理、②土地・家屋・物資の使用、③業務上取扱物資の保管命令・収用、④医療・建築土木・輸送業者に対する業務従事命令が用意されている。電気通信設備の優先利用もなされる（同法104条）。地方公共団体や指定公共機関は、戦争状態の下で対処措置を実施する責務を負い、これに従事する職員・労働者は、一般の国民・市民と同様に自らも身の危険にさらされながら、これら対処措置への従事・遂行が求められる。

3 集団的自衛権の行使等による自衛隊の海外出動と戦争参加による国民・市民の権利侵害の危険性・切迫性

- (1) 1及び2に記載したように、武力攻撃事態対処法などの改正により、日本はどこからも攻撃されていないのに、集団的自衛権を発動して米国などの戦争に自衛隊が参戦し、海外で武力行使をすることになる。

それは相手国から反撃されても構わない立場にみずからを置くことになり、現実に参加して殺し、殺される自衛隊員はもちろん、国民・市民も反撃やテロ行為にさらされ、ある者は戦争に具体的に協力させられるなどして、平和的生存権や生命身体及び精神的人格権の侵害を受けることになる。

集団的自衛権の行使等を実行する可能性は、同盟国とされている米国が現実武力行使している中東地域が考えられるが、同地域で集団的自衛権の行使等を行った場合、パリその他において行われたテロ行為が日本でも行われるであろうことは容易に推測でき、その対象は、東京・大阪をはじめとする都市住民や原子力発電所が考えられる。

また、北朝鮮との関係で集団的自衛権の行使等がされれば、朝鮮半島への出撃基地になる沖縄をはじめとした在日米軍基地、米軍に対する後方支援を行う自衛隊の基地は直ちにミサイル反撃の目標になるであろうし、東京・大阪をはじめとする都市や原子力発電所もミサイル攻撃の対象となる可能性が高いといえる。

- (2) 武力行使と一体化となる後方支援活動等によっても同様の事態となることが予測される。
- (3) 原告らは、新安保法制法の制定の結果、集団的自衛権の行使等により上記のような重大な権利侵害を受ける事態となることをおそれ、不安にさいなまれ、集団的自衛権の行使等が実際になされていない現段階においても、多大な精神的苦痛を受けている。

4 原告らの権利、利益の侵害（概論）

(1) 平和的生存権の侵害

ア 平和的生存権の具体的権利性

日本国憲法前文は、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し」、また、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意し」、「全世界の

国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」と規定している。

平和は、国民・市民が基本的人権を保障され、人間の尊厳に値する生活を営む基本的な前提条件であり、日本国憲法は、全世界の国民・市民が有する「平和のうちに生存する権利」を確認することに基づいて国際平和を実現し、その中で基本的人権と個人の尊厳を保障しようとした。したがって、平和のうちに生存する権利は、全ての基本的人権の基礎にあって、その享有を可能ならしめる基底的権利であり、単に憲法の基本的精神や理念を表明したにとどまるものではなく、法規範性を有するものと解されるべきものである。この平和的生存権の具体的権利性は、また、包括的な人権を保障する憲法13条の規定によってその内容をなすものとして根拠づけられるとともに、憲法9条の平和条項によって制度的な裏付けを与えられている。

とりわけ、憲法9条に反する国の行為によって、国民・市民の生命、自由等が侵害され、又はその危険にさらされ、あるいは国民・市民が憲法9条に違反する戦争の遂行等への加担・協力を強えられるような場合（前記2の(2)ないし(4)に掲げた「各事態においてとられる措置と国民の権利制限・義務等」参照）、これに対する救済を求める法的根拠として、平和的生存権の具体的権利性が認められなければならない（前記名古屋高裁2008年4月17日判決参照）。

イ 憲法9条の改変による戦争の危険

前記第2などで述べたように、新安保法制法による存立危機事態における防衛出動や後方支援活動等の実施の容認は、これまで政府の憲法9条解釈においても許されないとされてきた解釈を変更し、憲法9条を実質的に改変するものとして、集団的自衛権による武力の行使や、他国軍隊の武力行使の支援等により一体化した武力の行使を行い、又はその危険をもたら

すものである。それは、従来の憲法9条解釈の下ではあってはならないものとされてきた、日本が他国の戦争に関与し、戦争の当事者となること、日本の領域外に出向いて武力の行使をすることをみずから選択し、あるいは従来の憲法9条解釈の下では生じなかった場合にまで他国の戦争に巻き込まれる危険と機会を増大させるものである。

ウ 平和的生存権の侵害

原告らは、このような集団的自衛権の行使又は後方支援活動等の実施を容認した新安保法制法の提出に係る内閣の行為及び国会の議決によって、上記のような平和的生存権を侵害された。

すなわち、原告らは、日本人310万人、アジアで2000万人、世界では5200万人の死者を生じさせた第二次世界大戦など悲惨を極めた過去の戦争の結果、そこでの人間の尊厳の蹂躪、生存者にも残る癒えない傷痕など、政府の行為によって再びかかる戦争の惨禍が起こることのないことを心から希求し、憲法前文及び9条に基づいて、戦争を放棄して戦力を持たず、武力を行使することのない平和国家日本の下で平和のうちに生きる権利を有している。とりわけ、原告らのうち戦争の体験を有する者、例えば空襲被害者、原爆被害者等の戦争被害者は、戦火の中を逃げまどい、生命の危険にさらされ、家族を失う等の極限的な状況に置かれ、心身に対する深い侵襲を受けて、二度と戦争による被害や加害があってはならないことを身をもって痛感し、その体験を戦後70年間背負って生きてきた者である。平和憲法、なかんずく9条の規定は、その痛苦の体験の代償として得られたかけがえのないものであり、平和のうちに生きる権利は、これら原告の人格と一体となって、その核心部分を構成している。

このような平和的生存権は、戦争の被害者となることを拒否するばかりでなく、他国に対する軍事的手段による加害行為に加担することなく、みずからの平和的確信に基づいて生きる権利等を包含するものである。

ところが、新安保法制法の制定は、このような原告らの平和的生存権を蹂躪し、侵害するものである。集団的自衛権の行使や後方支援活動等の実施は、日本が自ら他国の攻撃に加担し、武力の行使や兵站活動等を行って、他国の国土を破壊し、その国民・市民を死傷させるものであるとともに、戦争の当事国となった日本は、当然に、敵対国から国土に攻撃を受け、あるいはテロリズムの対象となることを覚悟しなければならないのであり、原告らを含む日本の国民・市民の全部が、戦争体制に突入し、その犠牲を覚悟しなければならないことになる。このようなものとしての集団的自衛権の行使等を容認する新安保法制法の制定は、日本が実際に戦争に突入した場合はもちろんであるが、それに至らない段階においても、その具体的危険を生ぜしめるものとして、原告ら国民・市民の平和的生存権を侵害するものである。

(2) 人格権侵害

ア 人格権ないし幸福追求権

憲法13条は、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と規定している。

この規定は、人間が社会を構成する自律的な個人として、その人格の尊厳が確保されることが日本国憲法の根本理念であり、個別的な基本的人権の保障の基底をなすものであることを示すものである。同条は、種々の個別的な基本的人権の出発点をなす個人の尊厳、すなわち個人の平等かつ独立の人格価値を尊重するという個人主義原理を表明したものであるとともに、「生命、自由及び幸福追求の権利」として統一的・包括的な基本的人権条項として捉えることができる。

なお、本書面では、このような憲法13条に基づいて保障されるべき個人の生命、身体、精神、生活等に関する権利の総体を、広義の「人格権」

ということにする（大阪高裁1975年11月27日判決・判例時報797号36頁—大阪空港事件控訴審判決参照）。

イ 人格権の侵害

日本が他国の戦争の当事者となり、あるいは他国の戦争に巻き込まれる危険と機会を増大させる集団的自衛権の行使等は、上記のように、敵対国から日本の国土に攻撃を受け、あるいはテロリズムの対象となる危険をもたらすものであり、新安保法制法の制定によって、原告らを含む日本の国民・市民は、そのような事態に直面すること、及びその犠牲を覚悟しなければならないこととなった。

そのことによって、原告ら国民・市民は、例えば以下のような人格権の侵害を受けることになる。

まず、敵対国や敵対勢力から真っ先に攻撃の対象とされる可能性の高いのは、米軍基地が集中する沖縄であり、あるいは全国の米軍・自衛隊基地及びその付近、原発施設及びその付近等であって、これらの地域に居住する原告らはその攻撃対象となり、生命・身体等を直接に侵害される危険に晒される。また、戦争による犠牲が集中するのは、いつも、女性であり、そして、子ども、障がい者等の社会的弱者であり、戦火の中を逃げ惑い、人間性を蹂躪され、生活の困窮を強いられることになる。

さらに、海外で人道的活動に従事しているNGO関係者、民間企業の海外勤務労働者なども、その活動が危険又は不可能になることも生じる。そして戦場に駆り出されるのは自衛隊員を含む現在の若者であり、あるいは将来の担い手としての子どもたちであるが、本人はもちろん、我が子や孫を、殺し殺される戦場に送り出すことを強いられる母親その他の家族の苦悩には耐え難いものがある。

さらにまた、戦争体制（有事体制）においては、国民保護体制のための措置を実施することを含めて、地方自治体や民間企業を含む指定公共機関

等に協力体制が義務付けられ、そこで働く公務員・労働者が危険な業務に直面したり、医療従事者、交通・運輸労働者などが関係業務への従事に駆り出されるなどの事態が生じる。

集団的自衛権の行使等を容認する新安保法制法の制定により、いつでも集団的自衛権の行使等がされる事態となるおそれが強いことは、既に述べたとおりであり、原告らは、同法の制定等に係る内閣の閣議決定及び国会の決議により、戦争とテロ行為に直面するおそれが現実化し、その生命、身体、精神、生活等万般にわたって、危険に直面し、又は現に侵害を受ける恐怖を抱かされ、不安におののかされるなどして、その人格権を侵害されている。

なお、原告らについてのこれら人格権の侵害の具体的内容は、後に詳しく主張する。

5 原告らの権利、利益の侵害（詳論）

原告らは、憲法に定める平和主義の実現を心から望む国民・市民であり、今回の新安保法制法案の閣議決定、国会提出と国会による決議によって、原告らの有する平和的生存権を侵害されるとともに、人格権を侵害され、心に深い傷を負わされて精神的苦痛を受けている。

原告らは、(1)先の太平洋戦争で被害を受けた者とその家族、例えば、①各地で空襲を受けて被害を受けた者及びその家族、②シベリア抑留者とその家族、(2)米軍・自衛隊基地周辺住民、(3)自衛官及び公共機関の労働者、例えば、①元自衛官、②鉄道労働者、③医療従事者、(4)様々な被害者、例えば、①子どもや孫を持つ母親や家族、②障害者及びその関係者、③生活や福祉が害される者、(5)信念や生き方を害された者、例えば、①学者・研究者、②教育者、③宗教者、(6)その他の被害者などである。

原告らは、次に述べるとおり、平和的生存権及び人格権を侵害されて、大きな精神的苦痛を受けた。原告らの受けた具体的権利侵害の一端については、

【別紙】「原告らの権利侵害の具体的内容」において、詳しく主張する。

(1) 先の太平洋戦争で被害を受けた者とその家族

次のとおり、先の太平洋戦争中に各地の空襲で被害を受けた者及びその家族、シベリアに抑留されて被害を受けた者及びその家族、その他先の戦争により被害を受けた者及びその家族は、いまでもその戦争体験に苦しんでいる。そして、今回の新安保法制法制定により再び戦争に巻き込まれるのではないかとの強い恐怖を感じさせられているのである。

① 先の太平洋戦争中に各地の空襲で被害を受けた者及びその家族

東京・大阪など各地で空襲を受けて被害を受けた者は、死者40万人から60万人といわれ、その結果多くの戦災孤児が生じ、また死者の数を遙かに超える者が火傷などにより傷つき、障害を負って、今なお精神的、肉体的に苦しんでいる。今回の新安保法制法の制定とその実施により、再び戦争に巻き込まれて被害を受けるのではないかとの恐怖を味わわされ、激しい痛みを覚えている。

② シベリアに抑留されて被害を受けた者及びその家族

太平洋戦争後、日本軍捕虜たちはシベリアを始めとする各地に抑留され、奴隷的な強制労働を強いられて多数の人たちが命を失った。何とか帰国できた者も自らの健康を害したり、留守家族を失うなど大きな苦しみを味わわれている。

(2) 米軍・自衛隊基地周辺住民

米軍・自衛隊基地は、新安保法制の結果、自衛隊が出動する事態等になった場合に真っ先に相手国から反撃やテロ行為を受けることになる。その結果、基地周辺住民は、自らの生命や身体に被害の及ぶ危険性が極めて高いので、そのことへの恐怖と不安にさいなまれる日々を送らざるをえない。

(3) 自衛官及び公共機関の労働者

新安保法制法の制定後は、自衛隊が海外に出動して他国の戦争に参加する

ことになる。自衛官はその任務として海外に派遣されることも義務づけられており、その任務遂行中に戦闘に巻き込まれたりして生命を失う危険性が極めて高く、そのことの恐怖を抱かされている。

また、戦争体制（有事体制）においては、国民保護体制のための措置を実施することを含め、地方自治体や民間企業を含む指定公共機関等に協力体制が義務付けられている。そのために、地方公共団体・指定公共機関の労働者、交通・運輸労働者、医療従事者などは、危険な業務に従事させられたりすることになるので、その場合には自らが攻撃されたり、テロに遭って生命を失うのではないかとの恐怖を抱かせられているのである。

(4) 様々な被害者

① 子どもや孫を持つ母親や家族

女性や子どもを持つ親たちは、新安保法制法の制定等により、日本が再び戦争に巻き込まれ、女性が虐げられ、子どもが戦場に送られることの恐怖を味わわされている。戦争によってもっとも惨禍を被るのはいつも女性と子どもである。原告の中には多くの女性と子供を持つ親がいるが、集団的自衛権の行使など自衛隊の活動の拡大により、日本が戦争をする国になり、その結果、戦争に巻き込まれるおそれが増大することへの恐怖はとりわけ大きいものがある。

② 障害者及びその関係者

障害者は、軍事体制になれば、軍事予算の増大により社会福祉関係の予算が削減され、健常者と同じように生きることのできない社会に生きる苦痛を味あわされ、戦争になれば冷たくあしらわれて真っ先に切り捨てる対象とされることを恐れている。そのことを思うと将来に生きる希望を持つことができない状態である。

③ 生活や福祉が害される者

経済的、社会的な弱者は、軍事体制の下で軍事予算の増大により社会福

祉関係の予算が削減されて、生活の困難が甚だしくなることを恐れている。

(5) 信念や生き方を害された者

① 学者・研究者

平和世界を築くための科学，学問研究に打ち込んできた学者・研究者は，集团的自衛権の行使等を容認する新安保法制法が制定，実施される事態となり，それまでの自分の研究成果が軍事目的に利用されるおそれを感じ，深い憤りと苦しみを味あわされ，学問的良心を甚く傷つけられた。

② 教育者

教育関係者は，それぞれの教育現場において，学ぶ者が憲法の定める個人の人権を尊重し，平和で民主的な社会を形成する人格を完成することができるよう日々努力している。とりわけ平和については，先の戦争中に戦争に協力する教育を強いられたという苦い過去を反省し，平和を尊重する人格形成を目指して平和教育に努力してきたのである。ところが，今度の安保法制法は平和を蔑ろにして日本を戦争をする国とするものである。将来，教え子が戦争に行くかもしれないことを思うと，教育に携わる者は言い表せぬほど傷つけられ苦しみを感じている。

③ 宗教者

仏教，キリスト教などの宗教は，平和と生命とを尊重するものである。ところが宗教関係者が先の戦争に協力させられた苦い過去がある。宗教者はそのことを反省して平和を強く希求し，「殺さない，殺させない」「戦争をしない」を願いとして，宗教活動をしてきた。ところが今度の新安保法制法は，日本を再び「戦争する国」にしようとする「戦争法」である。それは新たな戦死者を生み出し，生命を犠牲することを強いるものである。そのことにより宗教者としての心を痛く傷つけられ，深い苦しみを味わわされたのである。

(6) その他の被害者

前記のように類型化することができない原告らも、憲法に定める平和主義の実現を心から望んでおり、新安保法制法の制定、実施により、心に深い傷を負わされて精神的被害を受けている。

第5 原告らの損害

原告らは、新安保法制法の制定に係る内閣による26・7閣議決定、27・5閣議決定及び同法案の国会提出並びに国会による同法案の可決という、憲法に反する違法行為により、第3に記載のような精神的苦痛を受け、これを慰謝するには少なくとも金10万円を要する損害を被った。

第6 原告らの損害と国家賠償責任

1 加害行為

集団的自衛権の行使を中核的内容とする新安保法制法が存在する以上、例えば、米軍が北朝鮮やシリア等を先制攻撃し、これに対する反撃がなされた場合、自国に対する攻撃が無い場合でも、新ガイドラインによって米軍と緊密に一体化した日本が攻撃される蓋然性は極めて高度なものとなり、歯止めとも言えない抽象的で曖昧な要件の本法のもとでは日本はその意思とは無関係に米国の戦争に引きずり込まれていくのである。また、その戦争の遂行においても軍事情報において圧倒的優位に立つ米軍が実質的に自衛隊の指揮権を持つこととなり、日本の運命をアメリカに委ねてしまうことになりかねない。徹底した平和主義をとる憲法がこうした危険な法律を容認するはずはなく、若しこのような新安保法制法を現実化するのであれば、その前提として憲法改正手続を経なければならないことは自明のことである。このような新安保法制法を、議事録にも記載できなかった民主主義破壊の手続により成立させた政府、国会議員の行為によって、原告らは第4記載のとおりその権利を侵害された。不法行為の成立

は侵害行為の違法性の程度と被侵害利益の大きさの相関関係によるものであるが、憲法の根本的な原則を直接的に侵害する新安保本制法を成立させた加害行為には極めて重大なものがある。

2 原告らの損害

原告らは、上記1記載の如く憲法の平和主義を著しく侵害する新安保制法を可決、成立させた政府、国会議員らの違憲違法な行為により、第4で述べたように、現段階においても、その平和的生存権、人格権を侵害され、重大な精神的苦痛を受けている。さらに原告らは、今後、新安保法制法を適用して集団的自衛権を行使されることにより、いつ日本が戦争当事国となり、海外で自衛隊が戦闘行為に参加し殺し殺されることになったり、あるいは日本の領域が戦場になったり、テロが頻発する等の危険な状態におかれることになるか分からない状態にある。また、集団的自衛権の全面的な行使等が実際になされていない現段階においても、第3記載の如き新安保法制施行後の違憲性の度合いを深める様々な既成事実の積み重ねが進行し、日米新ガイドラインの策定、アメリカ製の攻撃的な武器の大量購入、武器生産等の体制構築が着々と進行するなど、それが全面行使された場合の危険性についての予期不安と恐怖に現にさらされ、計り知れない精神的苦痛を被っている。これらの精神的苦痛を金銭的に評価するのは困難であるが、各原告が少なくとも金10万円を下らない慰謝料の支払いを要する損害を被っていることは明らかである。

3 公務員の故意・過失

集団的自衛権の行使を中核的内容とする新安保法制法の制定に関わった閣僚及び国会議員は、この法制法が長年に亘る確定的政府見解すらも根本的に覆すものであり、憲法改正手続きを経た上でなければ許されず、立憲主義を明白に蹂躪するものであること及びこれにより原告ら及び国民の権利を侵害することとなることを充分知悉し、容認したもの（故意）とみられ、少なくとも知り

うべき状態にはあったのであるから、損害の発生を回避することが可能であったのにこれを怠った過失がある。

4 加害行為と損害との因果関係

1 記載の公務員の加害行為と第4記載の原告らの損害との間に因果関係があることは明かである。

5 結論

よって、原告らは、被告国に対して、国家賠償法1条1項に基づく国家賠償請求として、それぞれ金10万円の損害金とこれに対する加害行為のうち最も遅い国会の議決の日である2015年9月19日から支払い済みまで民法所定年5分の割合による遅延損害金の支払いを求める。

第7 おわりに

2015年9月19日、空前の規模で広がった国民・市民の運動と、6割を超す「今国会の成立に反対」という国民・市民の世論に背を向けて憲法違反の新安保法制法の可決を強行した。日本の裁判制度においては、抽象的に法律の合憲性を審査する（抽象的審査制）のではなく、具体的な権利侵害があつて、これにかかる請求の判断において関連する法律の憲法判断が必要になって初めて、法律の合憲性が判断できる（付随的審査制）とされている。そして、本件は、まさに具体的な権利侵害を主張する訴訟事件である。

世界の安全保障情勢は極めて流動的である。このような情勢の中で、新安保法制法に基づく防衛出動命令等が発動されれば、多くの国民・市民が、テロや戦争被害を受けることになりかねず、原告らは新安保法制法の制定自体によりそのおそれを感じ、その恐怖感にさいなまれている。今回の新安保法制法の制定等は、既に述べたように、国民・市民の平和的生存権を侵害し、生命身体精神等の人格権を著しく侵害している。

新安保法制法により集団的自衛権の行使等が現実化してからでは遅いのであ

る。違憲な既成事実の積み重ねは、既に開始されているが、それがもっと進行してからでは取り返しがつかないのである。

人は、民族や人種等の違いがあっても、等しく愛する人達がおり、喜怒哀楽も変わらず、真心をもって親切や援助を与える者に対しては、心を開き、感謝報恩の心をもって接するものである。憲法前文にある「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼してわれらの安全と生存を保持しようと決意した。」とあるのは、日本がこの憲法の精神を体現し、国家を挙げ、全力で諸国民の困難と自立を助け、諸国民の感動を呼ぶような気高い希有な国家となることによって、諸国民に守られるような安全保障政策を取ることを宣言したものとみることができる。憲法前文の最後には「日本国民は、国家の名誉にかけ、全力を挙げてこの崇高な理想と目的を達成することを誓う。」とあるが、戦後の歴史は、残念ながら国家、国民一丸となってこの誓いのおり邁進してきたとは言い難い。しかしながら、この平和憲法があるが故に日本は、70年間戦争をしない国として他国からも信頼されてきた。ただ、この信頼は一旦失われれば容易に取り戻すことはできない。しかるに、日本は、既に真逆の方向に歩み出しているのであるが、これを引き戻せるのは今において他にはないのである。憲法99条により憲法を尊重し擁護する義務を有する裁判所が、憲法76条3項に従って、その良心に従い、独立を守って、集団的自衛権の行使等がされる前に、憲法81条の違憲立法審査権を行使して、司法的判断を示すことが求められている。最後に、日本のみならず世界に向かって平和憲法の理念を示す勇気ある判断をされることを希求するものである。

以上

【別紙】原告らの権利侵害の具体的内容

第1 先の太平洋戦争で被害を受けた者とその家族

原告らの中には、先の太平洋戦争中に各地で空襲による被害を受けた者及びその家族がいます。またシベリアに抑留されて大きな被害を受けた者とその家族がいます。これら戦争体験者とその家族にとって、その後の今日まで70年の生涯は戦争体験抜きには語れないものであり、その体験と不可分一体のものにほかなりません。そして、このような原告らにとっては、日本国憲法の徹底した平和主義こそは、その苦難と被害の代償として得られたかけがえのないものなのです。それは自らの平和への願いと一体となり、血肉となって人格の核心を形成しています。新安保法制の制定とその実施はこれら原告らの人生とその支えとなる人格的価値を真っ向から否定するものです。

1 先の太平洋戦争中に各地の空襲で被害を受けた者及びその家族

(1) 当時の空襲の概況

太平洋戦争の末期、1944年8月にアメリカ軍がマリアナ諸島に上陸し、その航空基地から直接、B29爆撃機による日本本土爆撃が可能になりました。アメリカ軍の空襲は、1944年中は軍需工場等を中心にされていましたが、1945年3月10日に東京下町を襲った東京大空襲は、市民・住民の大規模殺戮を直接の目的としたものでした。一夜にして死者は推定100万人以上に及び、子を失い、親を失い、住居・職業等を失った被災者は100万人に及びました。米軍の空襲は、その後も6大都市（東京、大阪、名古屋、京都、横浜、神戸）から地方都市にも及び、結局全国で64の都市が甚大な空襲被害を受け、これによる死者は約60万人といわれます。

(2) 前記(1)の事実を前提とし、新安保法制法の制定、実施により、原告には、次のような辛い思いをさせられた者がいます。

ア 私は埼玉県鴻巣市で生まれました。海運局検査官をしていた父の転勤に伴い、各地の港のある街の学校への転校を繰り返しました。大学入学で

名古屋に来て以来、現在まで名古屋で暮らしています。私の祖母は東京大空襲を経験しました。彼女は空襲のとき自分の子どもを抱えながら、もう一人の子どもの手を引いて逃げたのだそうです。子どもが「お母さんあっち」と叫んだ言葉のとおり逃げて命が助かった、と後で語っていました。祖母は、戦時中いつも毒薬を携行していたそうです。それは日本が負けた時には生き恥をさらさないために毒薬を飲んで死ぬためであったというのです。祖母はごくごく普通の人でしたが、当時の日本では、それが当然のこととされており、それに従ったのだと思います。そのような社会になって欲しくはありません。日本がまたそのような国になるかと思うと胸が痛みます。

イ 私は町工場を経営していた父の二男として1949年8月21日に生まれました。現在68歳です。大学を卒業して1967年4月に愛知県立高校教員になり、2000年に退職しました。私の父は静岡県新居町のお寺の二男で、浜松の中学に進学しましたが結核を患って中退しました。その後、名古屋で町工場を起し、山形出身の母と結婚し、私が生まれたのです。父の経営していた町工場は熱田空襲で灰塵と化し、その後岡崎市に工場を移転したらそれも岡崎空襲で破壊されました。戦後、父はリウマチに罹患し、最後の十数年は歩行もままならず介護を要する状態でした。母の苦労は並大抵ではなかつたろうと思います。それでも昭和20年代は、日本全体が貧しく、両親の愛情に包まれて成育できたことは幸せでした。父母は戦争の惨禍を嫌というほど経験し、母は戦前の家父長制の下で女性が人間扱いされないことによる苦痛もまともに受けています。先のアジア太平洋戦争による惨禍を受けて日本国憲法が誕生し、「戦争は二度としない」ということを国家の基本理念とし、9条が国民的共感を得たのです。安保法制の実施により、戦争の惨禍に苦しんだ父母の苦しみが繰り返される危険を考えると強く心が痛みます。

ウ 私は1942年7月21日、歯車製作所を経営する父の6男として名古屋市で生まれました。現在76歳です。私は1961年に東京の私立大学に入学し、1967年4月から愛知県立高校の社会科歴史担当の教師の道を歩み始めました。父の経営する歯車製作所は工場密集地帯である熱田区池内町（東邦ガスの正門横）にありました。辺りは1945年3月12日と3月19日の米軍の空襲により被災したので、家族の住宅のみ瑞穂区松栄町に引っ越しました。私の記憶はそこから始まります。先ず頭に浮かぶのは、空襲警報がなり、当時11人家族でしたが、祖母、身重の母、私の順でこの3人のみが防空壕を出入りしたことです。壕内で南京豆をこぼしてひどく叱られたこと、夜の闇のなかで鳴り響いた空襲警報の音が恐怖の音として、脳裏にしっかりと刻まれていて、今でも消防自動車のサイレンを聞くと当時のことが思い出されます。次は朝、父が「松坂屋が燃えているぞ」と言ってみんなをたたき起こし、この目で燃えさかる「松坂屋」を目にした記憶です。瑞穂区の高台にあった私の家からは、松坂屋がよく見えました。戦後復興した松坂屋を見ては何回もその記憶をたぐり寄せました。三つ目は東海道線の車中で「アメリカの飛行機が来た。危ないから座席の下に隠れなさい。」と母に言われ、私は「怖いよ。イヤだ。」とって駄々をこねてひどく母に叱られたことです。車中から海の景色がよく見えていたことを平和な風景とともに思い出します。後で調べたところ、それは8月12日の出来事でした。戦後まもなく、出征した叔父さんが、無事帰って来て仏壇にお参りしていたこと、わが家の近所の家を進駐軍が接収していたこと、その家に住む進駐軍の家族を「警護」するため銃剣をかざしたMPがジープに乗って我が物顔に走り回っていたことなどが思い出されます。私は、これまでの生涯を、憲法九条を糧にして教師として働き、家庭では父として、また社会の中で市民として生きてきました。そして、今は日本と韓国と

の二重国籍を有する小学3年生で9歳の孫娘から「生きる息吹」を一身に受け取って過ごしています。憲法9条は、戦争犠牲者の遺言であり、日本の侵略と植民地支配による犠牲者に対する謝罪であり、不戦の誓いです。この憲法第9条に違反、舐触する一切の法律を絶対に認めることはできません。

2 シベリアに抑留されて被害を受けた者の家族

私は1957年4月15日生まれで、現在61歳です。高校を卒業して1976年4月に国鉄に入社し、定年退職しました。塩浜駅（三重県四日市）駅員を振り出しに、車掌業務等に携わりました。折から国鉄分割民営化に国労組合員として反対し、人活センターに送られ、以後は乗車業務から外されて主に売店業務に従事しました。一方で、国労役員として活動してきました。私の父は戦前オリエンタルカメラというカメラ会社に勤務していましたが、徴兵されて終戦時は満州にいました。そのときソ連軍が進駐して来て、シベリアに抑留されました。その後幸いにして故郷の山形市へ帰還し、地元新聞社のカメラマンとして勤務する一方、共産党に入党して活動しましたが、当時の共産党の混乱（六全協時代）の際に除名されました。その後、父は故郷を出て名古屋へ移りましたが、名古屋でも要注意人物として常に公安警察の監視の対象になっており、子ども時代の私も公安とみられる男性から事情を聴かれたこともあり、国鉄民営化の際には「権力の怖さ」をひしひしと感じました。民衆の「長いものには巻かれろ」という権力追随志向を怖ろしく感じます。現在の政府は、秘密保護法、共謀罪法、そして新安保法制法を制定し、国民の目と耳を封じて戦争のできる国にしようとしています。一旦戦争が始まった時には、それを止めることはできないし、戦争による庶民の被害は、父親のように捕虜となってその後の人生を狂わされるなど甚大なものとなります。

第2 米軍・自衛隊基地周辺住民

日本には多数の自衛隊基地や米軍基地が存在します。そこは自衛隊及び米軍の

活動の根拠地として、飛行場、港湾、演習場、通信施設、補給施設、医療施設、住宅等多様なものが存在します。新安保法制によって、自衛隊について集団的自衛権の行使はもちろん、後方支援活動等をいつでもどこでも行うことができる体制が作られます。これらの基地から米軍や自衛隊が出動する事態等になった場合には、真っ先に相手国からの武力攻撃や武装勢力のテロ攻撃の対象になるのは、これらの基地です。その基地周辺の住民は、これらの攻撃に巻き込まれ、自らの生命や身体に被害の及ぶ危険性が極めて高いことから、そのことへの恐怖と不安にさいなまれる日々を送っています。

私は69歳の大学非常勤講師です。岐阜県各務原市にある自衛隊各務原基地の近くに住んでいます。私は自宅のある各務原市蘇原野口町の自治会長及び区長を務めています。基地の街の自治会長及び区長として、住民の命と暮らしを守るために苦勞しております。特に、安倍政権になって安保法制ができると、街の雰囲気が大きく変わりました。住民や自衛隊の家族の不安が高まる一方で、神社本庁や日本会議、神道政治連盟の「憲法改正1000万人署名」が活発になりました。自衛隊や軍需産業のOBの中にこの運動に協力する者がいるのです。さらに、北朝鮮に対する米韓軍事演習に自衛隊が参加し、安倍政権が「最大限の圧力」と叫ぶようになると、これに付度する住民も現れて戦前の隣組や町内会のような息苦しい雰囲気の街になってきました。私は住民からの寄付もあって、自治会長として戦争に反対する看板を建てました。ところが、自衛隊や軍需産業のOBの中のある者たちがこの看板撤去させるべく圧力を加えています。私の老父や妻にまで圧力を加えてあたかも村八分にされているかのような気分させられているのです。私はそのことによって多大な精神的苦痛を受けています。

第3 自衛官及び公共機関の労働者

新安保法制法の制定後は、自衛隊が武器を持って海外に派兵され、他国の戦争に参加することになります。自衛官は、その任務として海外に派遣されことも義務づけられていることから、その任務遂行中に戦闘に巻き込まれ生命を失う危険

性が極めて高く、そのことの恐怖を感じています。

また、戦争体制（有事体制）においては、国民保護体制のための措置を実施することを含め、地方自治体や民間企業を含む指定公共機関等に協力体制が義務付けられています。そのために、地方公共団体・指定公共機関の労働者、交通・運輸労働者、医療従事者などは、危険な業務に従事させられたりすることになるので、その場合には自らが攻撃されたり、テロに遭って生命を失うのではないかとの恐怖を抱かせられております。

1 元自衛官

私は、元自衛官として原告団に参加しました。私は、広島県内の高校を卒業した1992年に航空自衛隊に入隊しました。その年はいわゆる「PKO元年」の翌年でした。父と姉も海上自衛官（共に現在は退職）で、その薦めで入隊しました。私は正直、自衛隊に行きたくありませんでしたが、親や姉から「将来を考えて」と言われ、泣く泣く入隊しました。私の情報を提供した姉は、縁故募集制度により表彰されました。私は在職中数多くの苛めや嫌がらせを受け、上官や両親に何度も退職を願い出ましたが、自衛隊法第40条（退職承認拒否）を楯にされて認められませんでした。一番酷かったのはまったく身に覚えのないことで「1年間外出禁止」の制裁を受けたことです。2002年にやっと退職出来ました。自衛官として働く際には「服務の宣誓」に署名・捺印し、読み上げることになっています。その宣誓書の文言は次のとおりです。「宣誓。私は、我が国の平和と独立を守る自衛隊の使命を自覚し、日本国憲法及び法令を遵守し、一致団結、厳正な規律を保持し、常に徳操を養い、人格を尊重し、心身を鍛え、技能を磨き、政治的活動に関与せず、強い責任感をもって専心職務の遂行に当たり、事に臨んでは危険を顧みず、身をもって責務の完遂に務め、もって国民の負託にこたえることを誓います」。このように、自衛隊の本来任務は「我が国の防衛」であり、海外に出掛けて戦争をすることではありません。しかし現政権は、この宣誓文を踏みにじるかのように、海外派兵を容認する安

保法制（戦争法）を成立させました。この法制により、自衛官が武器を持って海外に戦争を仕掛けることが可能になり「殺し、殺される」存在となりました。私は元自衛隊員として、同僚や先輩、後輩の自衛官が我が国防衛という専守防衛の任務からかけ離れ、海外で米軍と一体となった武力行使に参加することにより、殺し殺される状況に身を置かされることに実を切られるような精神的な苦しみを覚えるのです。

2 鉄道労働者

(1) 鉄道と新安保法制

鉄道は、陸上における大量輸送機関であり、国内輸送の基盤となっています。しかし、鉄道は、駅舎、線路、電気設備、車両等の膨大な施設全体の整備を絶えず維持していかなければならない労働集約産業であり、どこかが欠けても運行と輸送を確保することができません。線路がどこかで爆破されれば、復旧に時間がかかり、輸送は止まります。そして、兵員や軍事物資を輸送する列車や線路は、敵対勢力からは攻撃の対象として狙われます。新安保法制は、そのような危険を招来するものです。

(2) (1)の事実を前提として、新安保法制法の制定により、原告には、次のような思いにさせられ、苦しみを受けた者がいます。

ア 私は1957年4月15日に生まれました。現在61歳です。高校を卒業して1976年4月に国鉄に入社し、塩浜駅（三重県四日市）駅員を振り出しに、車掌業務等に携わりました。折から国鉄分割民営化に国労組合員として反対したことから、私は人活センターに送られ、以後は乗車業務から外されて主に売店業務に従事しました。現在の政府は、秘密保護法、共謀罪法、そして安保法制の制定と、国民の目と耳を封じて戦争のできる国にしようとしています。一旦戦争が始まった時には、それを止めることはできないし、戦争による庶民の被害は甚大なものとなります。国鉄労働者は、戦争となれば、否応なく兵隊や兵器の輸送を担当

することとなり、それは敵の攻撃目標にさらされるということです。私は既に退職をしていますが、後輩たちが兵隊や兵器の輸送を担わされ、攻撃目標にされる危険性が現実味を帯びてくることに深い精神的な苦痛を感じています。安倍首相は「積極的平和主義」の名のもとに、日本の平和と安全を守るために集団的自衛権を行使できる安保法制が必要だと言っていますが、信用できません。国鉄民営化の際、政府・自民党は「ローカル線はなくなりません」と宣伝していたが、JRに転換してからは、特に北海道や九州では見るも無残にローカル線は切り刻まれ、地方住民の足はなくなり、過疎化をさらに推し進める事態が生じているのです。これに対して、政府・自民党は何ら反省も弁解もしていません。一旦為政者が間違った方向に「権力」を行使するようになると、その犠牲はつねに庶民に押し付けられるのです。

イ 私は1947年生まれで70歳の年金生活者です。私は地元の高校を卒業後、当時の国鉄名古屋鉄道管理局に属する中津川機関区に就職し、1987年JRに移行するも継続して働き、60歳で定年退職しました。42年間、国鉄・JRで働き、国鉄労働組合に所属し、役員なども務めて活動してきました。私が就職した1965年から国鉄が「分割・民営化」される1987年頃までは、国鉄労働組合は組織数も25万人から30万人ほど数え、春闘、合理化反対など数々の闘いを仕組んできました。30歳以下の労働者は青年部に属し、さまざまな闘いを実践すると同時に、学習も重ねてきました。60年・70年安保反対闘争やベトナム反戦闘争、原水禁、自衛隊基地撤去闘争などにも参加してきました。また私たちが国労青年部の頃は、東海ブロック青年協議会（愛労評・岐阜県評・三重県評・静岡県評）で、自衛隊小牧基地・岐阜各務原基地・浜松基地・白山基地の前で集会、デモなどをやりながら反戦・平和の闘いを経験してきました。このように私は42年間の国鉄労働者としての

人生を、反戦・平和活動に情熱をささげてきました。それは私たちの先輩が第二次世界大戦の苦しみと反省を踏まえた結果、戦争に対する根強い抵抗が伝統として国鉄労働者に伝承されてきたからです。その力が憲法9条の改憲を阻止してきたものと思います。侵略戦争の反省から「2度と戦争はしない」という先人たちの「血と汗」によって築き上げてきた反戦・平和の思想・実践を今回の安保関連法制が破壊しようとしているのです。ここで今私たちが声を上げなかったら、日本は再び暗黒の社会へと逆戻りです。戦争ですべてを失った日本の再建に努力したのが、日本の大動脈を支えた国鉄労働者です。同時に国鉄労働者は大幅賃上げ闘争、改憲阻止、反戦・平和活動など日本労働運動の文字通り機関車的役割をはたしてきました。その国鉄労働者のど根性にかけても、この戦争法・安保関連法制を絶対に認めることはできません。その世論を無視し強行採決によって成立した安保法制は、反戦・平和活動に邁進してきた私の人生を大きく傷つけるもので、日本をますます生きづらい社会にしてしまいます。そのためにも、この戦争法という安保法制は決して認めることはできません。

3 医療従事者

私は1968年滋賀県生まれで50歳です。高校を卒業し、京都の看護学校に行くまで滋賀県で暮らしていました。私の父は京都に住んで長年働いておりましたが、組合活動に忙しく、また平和への思いも人一倍強く持っていました。その関連で様々な社会運動にも関わっていました。私も両親から平和の尊さや戦争の非情さを聞いて育ちました。またそれらに関する本や映画、演劇などに触れる機会が多くありました。中学校の社会科の授業で憲法を学習して、憲法前文に感動し、平和憲法を守ることは被爆国の国民としてとても大切なことだと考えました。わたしの夫は医療従事者です。2人の息子たちも医療従事者の卵です。娘も将来は医療従事者になりたいそうです。わたし自身も正看護師の

資格を持っています。今の政府は戦争をしたがっているように思えます。教育基本法を改悪し、有事三法を制定し、海外に武器を売り、過剰な軍備拡大を重ねてどんどんキナ臭い社会になっていると思います。米国に追従し続ければ、日本とは関係のない戦争に私たちが巻き込まれることとなります。民間人の徴用の実現性が高まっています。1990年から91年までの湾岸戦争に、医師や看護師などの民間人を50人も派遣しました。安保法制がある限り、医療従事者の私たち家族は、いつ何時戦場に駆り出されるかと不安でたまりません。戦争は最悪の人権侵害です。私は自分の家族が戦争で死んだり傷ついたり病気になったり身体障害者になることには耐えられません。また、平和な社会の中で病気や怪我になったのではなく、戦争という人と人が傷つけ合い、殺し合う中で生じた戦傷病者の治療に携わることは耐えがたい精神的苦痛を感じます、それは戦争をしなければ生じない傷病だからです。いくら治療をしても、治れば又戦場に送られるということでは本当の意味で治療に意義を感じることは出来なくなり、空しい思いに駆られることになることは明らかだからです。私は、医療従事者の家族である立場から憲法を踏みにじて制定された安保法制を認める訳にはいきません。安保法制の強行採決によって私の大事にしてきた生活や家族への思い、生き方を否定されるような衝撃を受け精神的苦痛を受けました。

第4 様々な被害者

以下は、それぞれの職業、社会的立場等から、新安保法制と特別な利害関係を有する原告であり、それぞれ、新安保法制法の制定とその実施により、精神的被害を受けています。

1 母親

ア 私は1953年10月1日生まれで64歳です。私は教員を目指して大学に入学しました。大学で憲法や教育基本法を学び、「教科書裁判」や「学テ闘争」に関心を持ち、子どもの未来に希望の持てる教員になりたいと思って

いました。しかし、大学卒業後、臨時教員を3年ほど勤めたころ夫と結婚し、以後は専業主婦として3人の子を育ててきました。社会的な活動にはかかわってきませんでした。世の中がおかしいと思い始めたのは、小泉首相がイラク派遣を決めたころです。「自衛隊の活動しているところが非戦闘地域である」などと詭弁を弄するのはおかしいと思い、イラク訴訟の原告にもなりたいたいと思いましたが、そのころは親の介護の問題もあり時機を失しました。それでも、イラク訴訟には興味を持ち、法廷傍聴を重ねました。2008年4月に名古屋高裁で違憲判決が出されたときには涙が出ました。また、そのころ娘が沖縄で結婚式を挙げたことを機に、沖縄の基地問題にも関心を持ち、その後、毎年のように辺野古や高江に行って支援をするようになりました。私はどこかの組織に属して行動することではなく、一市民、一主婦として、憲法12条に書いてある「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」を实践したいと考えています。第一次安倍政権のときに教育基本法が改正された(2006年12月)ときも、私が守りたいと思っていた教育をないがしろにされたよううで不安を感じたのですが、今回の安保法制については、3人の子、4人の孫が再び戦場に行かされ殺し殺される現場に置かれたり、戦争に協力させられたりする危険が迫ってきていると感じとても不安と苦痛を感じています。彼らに平和のうちに生存する権利を手渡してやりたいと考えています。学生時代に憲法と教育基本法を学んだ者として、非戦を貫くことこそが大切だという思いで活動をしているのです。

イ 私は1968年滋賀県生まれで50歳です。高校を卒業し、京都の看護学校に行くまで滋賀県で暮らしていました。夫と結婚して二男一女をもうけました。戦争は最悪の人権侵害です。私は自分の家族が戦争で死んだり傷ついたり病気になったり身体障害者になることは耐えられません。私の子どもたちが、他国の人を傷ついたり殺したりすることも耐えられません。武力に

よって平和がつくられるとは到底考えられません。わたしは母として、どの子もその個性を大切に、その子らしく豊かな人生を歩んで欲しいと願いつつ今まで大切に愛しんで育ててきました。この想いは全国共通の母の想いです。戦争を容認する安保法制により、子どもたちが殺し殺される現実に放り込まれる危険が迫っていると感じ、強い精神的苦痛を感じています。私は子を持つ母の立場から、安保法制の強行採決によって私の大事にしてきた生活や家族への思い、生き方を否定されるような衝撃を受けました。

2 障害者とその関係者

ア 私は1950年に生まれ、生後10カ月で失明した全盲の視覚障害者です。私が生まれた当時、私の両親は母方の実家で祖父母と同居していました。祖父は戦時中を軍属として満州現在の中国東北部で過ごし、1947年に帰ってきましたが、その時にはすでに結核に侵され全身性結核の状態だったそうです。幼かった私はその結核に感染したらしく結核性髄膜炎にかかり、その高熱のために失明したと聞かされています。あの戦争のために祖父が満州に渡り、結核に侵されることがなければ、私も今とは違った人生が送れたかもしれないと67歳になった今でも考えることがあります。物心ついたころからそんな話を聞かされながら育ったうえに、戦争と敗戦の影響が多くの人の上に色濃く残る時代に幼少期を過ごしましたので、戦争体験はなくても、私は戦争を身近に感じながら生きてきたと思っています。本も読みましたし、実際に戦争体験を聞く機会も多かったと思います。私に最初に戦争体験を話してくれたのは母でした。1929年生まれ之母は学徒動員された世代です。今なら中学生の年齢で四国の香川県から大阪の飛行機の工場に連れて行かれました。親元を離れたことが悲しくて夜になるとみんなで泣いたこと、食べるものがなくてどんなにか辛かったこと、空襲のために優しかった先生や仲良しの友だちが目の前で死んでいったことなどを私も泣きながら一生懸命聞いたことを覚えています。けれども、それよりももっと

強烈だったのは先輩障害者の体験です。なかでも19歳のころに出会った父と同年代の男性の話は忘れられません。「戦争の役に立たない障害者は非国民と言われ、せめて防空壕の蓋になれと言われた。」というのです。そして私が盲学校時代にお世話になった全盲の先生の体験はこうです。「空襲警報が鳴る度に一つ年上の兄が僕の手を引いて逃げてくれるんだけど、僕が足手まといになって兄がけがをしたり死ぬようなことがあったらどうしようと、そればかりが心配でとても辛かった。」というのです。次に紹介するのは1934年生まれの全盲の女性の体験です。1941年に当時の名古屋盲学校初等部に入学した彼女は集団疎開の体験を持っています。生徒が学徒動員にかり出されて空っぽになった一宮市内の中学校の校舎が名古屋盲学校の疎開先でした。一つの教室で32人が寝起きし、授業を受け、空襲に遇うという暮らしの中で、彼女は自分が寝ているのか起きているのかも分からず、ただ、ただ流されているだけのよう毎日だったと言います。これら先輩たちのどの思いも経験も2度と再び繰り返したくはないものばかりです。このように私は幼いころからずっと「戦争は自分には関係のないもの」と思ったこともなければ、「平和は当たり前」などと考えたこともなく、これらの問題と真剣に向き合いながら生きてきたつもりです。しかしながら、今ではこの私の中でも戦争は過去のものだと思えるようになっていたことを思い知らされました。先輩たちの苦しみや悲しみに心を痛めながらもそれらを自分のものとして受け止めてはいなかったことを認めざるをえないのです。なぜなら集団的自衛権の行使容認が閣議決定され、秘密保護法や安保法制、共謀罪など私の乏しい知識で考えても、戦争への準備が着々と進められている今、かつて感じる事のなかった恐怖を実感しているからです。私は本当に戦争が怖いです。何が怖いか。強いものが大事にされ幅を利かせる社会になれば戦争はできません。そしてそういう社会になれば私たち障害者は再び「戦争の役に立たない非国民」として差別されるでしょう。それが

怖いのです。社会の中に軍隊での訓練を受けた人が増えることを考えただけでも怖いのです。戦争には莫大なお金がかかります。その戦費調達のために社会保障が切り縮められることは明らかです。そうなれば社会保障を頼りに生きているものは再び肩身を狭くして生きていかなければならなくなるでしょう。それが怖いのです。戦争は新たな障害者を大量に生み出す暴力です。障害者としての辛く苦しい人生を強いられる人がたくさん生まれるでしょう。それが怖いのです。そして何より怖いのは人と人が信じ合えなくなることです。「秘密保護法」や共謀罪によって国民が監視され、国民同士が監視し合う社会になれば、だれもが疑心暗鬼になり、人への信頼が揺らぐのは当然です。そんなことになれば私たち障害者はどうやって生きていけばいいのでしょうか。私たちは常に人の善意を信頼し、さまざまな形で人の力を依りながら生活しています。それが私たちの生活基盤です。その基盤が壊れてしまえば私たちの社会生活は成り立ちません。そのことを私たちは何より恐れています。真っ当に生きていきたいと願う人はだれも、戦争によって幸せになれないというのがかつての戦争が残した大きな教訓のはずです。武器も兵器も戦争のしかたも大きく変わった今では、前の戦争の教訓は役に立たないという人がいますが、たとえ戦争の形が変わったとしても、戦争を押し進めるのに必要な社会の仕組みは変わらないはずです。そして私たち障害者はその仕組みこそ恐怖を感じているのです。安保法制を廃止し、私たち障害者から戦争への恐怖を取り除いてほしい。そしてだれからも人権を制限されることのない社会を実現したい。そう願っています。

イ 私は、現在、障害者介護の仕事をしています。障害者介護の仕事をしていて障害者の方々の苦しみを知り、安倍政権下で発議された戦争法がいかにかい加減なものであるかを、身をもって知ることになりました。すなわち、今後、日本の自衛隊隊員が怪我をして彼らの人生を奪われたらどうするのか、誰が責任をとるのかについて、国会で質問されて何度も答弁不能になった安

倍総理を始めとする国家指導者の態度からは、その責任を感じる事はできませんでした。立憲主義に反した法律をそのままにするならば、再び障害者の方をはじめとする社会的弱者の方々の生活を窮地に陥れることとなります。障害者介護を通じて、障害者の方の暮らし向きを知る私としてはそのことを深刻に考えています。そして、私のクリスチャンとしての信仰の基礎に聖書があり、その聖書に「平和をつくる者は幸いです。」ということばがあります。私は、今回の裁判の時にもやはり、このことばを大切にしたいと思いました。集団的自衛権が認められていない憲法のもとでの憲法9条こそがその聖書の言葉を実現することができるのだと思っています。

ウ 私は、1957年生まれで四国地方香川県出身です。いわゆる団塊の世代です。私の親の世代、叔父や叔母には戦争の被害者がいます。戦争未亡人になった人も、戦犯で銃殺された人も、傷痍軍人や抑留者もいます。でも皆さんはそのことをはっきりとおっしゃらなかったのです。話しづらさがあるのでしょうか。姉の連れ合いの父は沖縄で死にましたが、どんな死に方をしたのか分かりません。母は一人で六人の子どもを育てたのです。私の属する団塊の世代は、直接的な戦争被害を経験しておりません。でも親の世代はつらい思いをしたのです。私は33歳の時に夫とともに名古屋にきました。夫の友達に影響されて、「わっぱの会」という、障害を持つ人もそうでない人も皆が「共に働き、共に生活する場をつくり、共に生きる社会を実現しよう」という団体の活動に関わっています。また、共同作業連合、原爆被害者に関する「きのこの会」、反原発の団体にも関わってきました。安保法制の制定により、私の親達の世代の苦しみが再び繰り返されることになるのではないかと、また障害を持つ人とそうでない人が支え合って生きる社会が壊され、戦争に役立つかどうかによって選別する社会になりはしないか、そのことを考えると強い精神的苦痛を感じるのです。

3 生活や福祉が害される者

ア 私は1947年生まれで70歳の年金生活者です。私は地元の高校を卒業後、当時の国鉄名古屋鉄道管理局に属する中津川機関区に就職し、1987年JRに移行するも継続して働き60歳で定年退職しました。私は国鉄・JRの在職時から腎臓病（慢性腎炎）を患っていました。担当医師から「このまま天寿を迎えるといいですね」と言われており、しっかり養生すればこれ以上の悪化はないと思っていましたが、国鉄・JR退職後の62歳の時に、腎炎が悪化し人工透析（血液透析）を受ける身になりました。障がい者手帳1級を交付されました。以来、毎週3日1回5時間の透析生活を送っています。現在、日本の透析患者は約33万人います。透析は莫大な費用がかかります。1カ月およそ1人あたり50万円前後の費用がかかります。岐阜県は今のところ本人の一部自己負担はありませんが、2017年8月現在、すでに全国の28都道府県で医療費の一部自己負担が導入されています。岐阜県でもいつ医療費の一部自己負担が導入されるかが、私たち透析患者にとって不安の種になっています。このような透析患者をより不安にさせているのが安倍政権の政策であります。少子高齢化社会にあって、ますます医療費、福祉費など社会保障費の増加が必要になってきていますが、安倍政権はその伸びを著しく抑えてきており、介護の現場では悲鳴が出ている現状です。透析医療費についても2018年度診療報酬がこの4月からスタートしましたが、マイナス1.5～5.5%の改定率になりました。医療施設にとって、このマイナス改定は経営に厳しい状況であることが想定されます。そしてこれらの予算配分がすべての分野にわたって厳しいのならまだ納得もできませんが、防衛予算は全く関係なく増加の一途であります。2018年度は約5兆2千億円という史上最大の予算措置です。防衛費は軍事費のことです。人を殺傷するための武器、弾薬、戦闘機、軍艦など莫大な費用を浪費します。アメリカから無条件に高額な武器の購入も含まれています。武器は人を殺傷することはあっても、何も生産しません。私たちの血税の大きな部分が人び

との民生費に回されず、武器使用に使われることなど決して許すことはできません。人を殺傷するためにお金を使うのではなく、人を生かすことに金を使うべきです。世論は圧倒的に安保法制に反対でした。その世論を無視し強行採決によって成立した安保法制は、社会保障費の削減によって障害者がますます生きづらい社会を招来させることとなります。私はそのことに強い苦しみを覚えています

イ 私は現在74歳で年金生活者です。主夫をしています。防衛予算が増額されて、年金生活者の年金から天引きされる税金が増大しています。お金のないところから税金を取るような政策は誤りです。税金の取りすぎであると言わなくてはなりません。また、税金は国民のために使うべきです。軍事体制の下で軍事予算が増大することによって経済的、社会的な弱者のための社会福祉関係予算が削減されます。私たち経済的、社会的弱者の生活の困難が甚だしくなることを大変恐れています。

第5 信念や生き方を害された者

1 学者・研究者

私は1940年に名古屋市中川区生まれました。生家は、戦後、砂糖問屋を営んでいましたが、家業を継ぐのが嫌で名古屋大学に入学し、坂田昌一研究室に所属し1967年に理学博士号を取得しました。京都大学理学部、東京大学原子核研究所、京都大学基礎物理学研究所長などを経て、2003年より京都産業大学教授の職についています。京都大学の助手時代の1973年に同僚の研究者と二人で発表した理論が後年の実験によって証明され、2008年に二人で共にノーベル物理学賞を受賞しました。2009年から名古屋大学素粒子宇宙起源研究機構の機構長を務めています。科学者の端くれとして、自分の研究を戦争に利用されたくないし、戦争に加担したくもありません。戦争で殺されるのも嫌だけど、もっと嫌なのは自分が殺す側に回ることです。21世紀の今、戦争を回避しようという人間の理性はどんどん希薄になって言っているよ

うに感じます。そんな中で日本でも科学技術の軍事利用が益々進み、政治的な動きの中で科学者の動員が巧妙に進められています。私は今さらなる危機感を持たなければいけないと切実に感じています。ノーベル物理学賞や化学賞は、将来的に人類の発展に著しく貢献するであろうと評価された科学技術、そしてその開発に寄与した科学者に与えられるものですが、一方でその技術が戦争で使われる大量破壊兵器の開発に利用されてきたのも事実です。ノーベル賞を授与された研究は、人類の発展のためにも殺人兵器にも使用可能であるという、いわば諸刃の技術と言えるのです。そうである以上、科学に携わる人間ならば、そのことを身にしみて感じていなければいけないと思うのです。ところが最近の研究者は、そうした意識が薄いように感じます。その背景には研究の専門化、分業化が進み、自分が携わっている研究の全体像が見えにくいと言うことがあるのかも知れません。科学の中立性が危うくなり、研究内容が市場に左右され、軍事利用も活発化しています。加えて昨今の安倍政権の動きを見ていると、危機感は募るばかりです。私がこうして地道に自分の主張を繰り返すことで、その考えは必ず次の世代に引き継がれていくと信じています。科学がその英知を数千年かけて積み上げてきたように、それを引き継ぐ人々がいる限り、平和への思いも途絶えることはありません。

2 教育者

ア 私は1949年8月21日生まれで、現在68歳です。大学を卒業して1967年4月に愛知県立高校教員になりました。1976年から5年間、愛知県高校教職員組合（愛高教）の専従となり、1981年から明和高校定時制教員、愛高教副委員長、1989年愛労連設立と同時に愛労連副議長を務め、2000年に教員を退職しました。その後、あいち9条の会を中心に平和運動に取り組んできました。先のアジア太平洋戦争による惨禍を受けて日本国憲法が誕生し、「戦争は二度としない」ということを国家の基本理念とし、9条は国民的共感を得たのです。戦後の高度経済成長も、自衛隊ができ

たとはいえ軍備に大きな予算を使わなかったことにより達成できたものです。また、日本は「戦争をしない国」ということで国際的評価を高めてきたといえます。憲法13条は個人の尊重をうたい、一人一人が「かけがえのない個人」として尊重され、幸福追求権があるとしています。「天皇のため、国のためなら命も投げ出せ」という旧憲法とは180度違うものです。私が高校（夜間定時制）の教師をしていたころ、中卒で自衛隊に勤務しながら、高卒資格を取るために通学してくる生徒が何人かいました。そのころの、自衛隊志願者は、自衛隊に入ればいろいろな資格を取れるし、5年で除隊となったら引く手あまたで就職先にも困らないということで、5年間の辛抱だと思って頑張っていた10代の少年たちがいたのです。ところが、1992年に国連平和協力法ができ、PKO部隊をカンボジアへ派遣して地雷掃討作戦をすることとなり、守山の陸上自衛隊員の少年が、カンボジアに派遣されたらどうしようと不安におののいて相談に来たことがありました。あの時の少年もすでに中年の域に達していると思うのですが、彼は今何をしてるのかなと思いを巡らすことがあります。ところが、今回の集団的自衛権を容認する新安保法制は、その当時のPKO派遣よりも自衛隊員の生命と身体の危険をさらに格段に高めるものです。自衛隊員となった教え子をはじめとして、教え子たちが我が国の防衛とは関係の無い任務で海外の戦場に行かされ、殺し殺される現場で、命の危険にさらされることは耐えがたい苦痛です。私はいま愛知9条の会の共同代表の活動を軸に平和運動を続けているほか地元の瑞穂区で「安保関連法廃止、戦争をさせない瑞穂区の会」を結成して、毎月、通信を発行しています。教え子を再び戦場に送らないというスローガンの元で教師として、組合員として活動してきた私にとって、安保法制はその根本を覆そうとするものであり、精神的苦痛は計り知れません。

イ 私は現在56歳です。私は高等学校で25年間教師をしていました。私の教え子が自衛隊員になっています。自衛隊員は戦争において人を殺し殺され

る立場にあります。それが元教師である私の心の痛みになっているのです。

ウ 私は1942年7月21日に名古屋市生まれました。現在76歳です。私は高校を卒業し、1961年に東京の私立大学に入学しました。当時政治的暴力行為防止法案が国会に上程され、デモイコール政治的暴力と規定する「政暴法」反対の集会・デモが連日のようにあり、私の大学でも学生集会が成立し、授業ボイコットが成立しました。私もこの波にもまれ、徐々に政治的意識に目覚めていきました。以後、ベトナム戦争反対、日韓会談反対のなど運動に参加しながら私の進路は大幅に修正されていきました。私は、当初は少し「得意」であった外国語を活かすために翻訳家か外交官になろうと思っていました。しかし、これらの問題を通じて「戦争か平和か」というテーマが私の進路選択の基準になっていきました。私は、教育こそその課題に応える仕事だと考え、高校の世界史の教師になる道を選択しました。2年間の非常勤講師の経験を経て、1967年4月、愛知県立高校の社会科歴史担当の教師の道を歩み始めました。広島、長崎、沖縄をテーマにした教材化に力を入れ、平和教育として授業の中に位置づけました。1980年8月に訪問したアウシュビッツへの平和の旅は、戦争を記録・記憶し、次世代に伝えることの重大性を認識する大きな後押しになりました。いつの間にか、“平和教育の〇〇”と言われるようになり、教育研究集会でレポートする機会が増えていきました。その事と合わせて、現場に足を運ぶ、体験者から話を聴く、地域から日本と世界を見ることの重要性を痛感していきました。そうした認識を深めつつあった1985年春、私は熱田高校に転勤しました。熱田高校は、日本有数の規模を誇り、三菱重工名古屋航空機製作所(零式戦闘爆撃機)、中島飛行機製作所(九七式艦上爆撃機)とともに真珠湾攻撃に参加した愛知時計電機製作所・愛知航空機製作所(九九式艦上爆撃)跡地に1953年設立された新制愛知県立高校です。熱田空襲の跡地そのものです。「熱田空襲を記録する会」によってその証言記録・資料集も編まれています。私は憲法

九条を糧に教師を続け、市民として生きてきました。憲法9条は、戦争犠牲者の遺言であり、日本の侵略と植民地支配の犠牲者への謝罪であり、不戦の誓いです。この憲法第9条に違反、舐触する安保法制により再び教え子を戦場に送る事態が迫ってきていることに際して強い精神的苦しみを感じています。

3 宗教者

ア 私は69歳です。愛知県碧南市で浄土真宗の寺の住職をしています。2015年に強行採択された安全保障法制は、「集団的自衛権を行使できるようになり、これまでの「専守防衛」政策とは異なる道を歩みだす」（2015年9月19日付中日新聞・社説）もので、日本国憲法・前文、そして第9条に違反するものと考えます。また安全保障法制の成立は、私の心に大きな傷を負わせることになりました。その損害賠償を求めます。私の父（1908年9月生まれ）は、戦時中、僧侶の傍ら大政翼賛会の役員を務め、徴兵検査前の地域の青年を集めて軍事教練や精神講話を行い、立派な軍国青年に育て上げることを生き甲斐にしていました。しかしその父も1945年2月に2度目の召集を受け、山口県岩国へ赴きました。8月6日、広島市上空で炸裂する原爆の火を目撃しました。間もなく敗戦による除隊となり、レールが破壊されたため、広島市内を歩かされました。そこで目にした被爆から10日余の衝撃的な光景。「除隊の時に与えられた乾パンと水筒・毛布を被災者の前に置いてくることしかできなかった」と、力なく語っていました。家に帰れば送り出した青年の幾人かが亡くなったことを知らされ、これまでの戦争協力を懺悔することになりました。そのときに父が気づいたのは、戦時下とはいえ仏教の教えの実践を棚上げしてきたことでした。仏教徒としての再出発が、戦後の彼の決意でした。尊敬する聖徳太子の命日22日を戦没者追悼の日と決め、毎月、戦後50年の年まで法要を務めてきました。私は1981年に住職を継承しました。父は96年に亡くなりましたが、懺悔の念から

仏教徒としての再出発を決意し、戦争反対・平和実現・憲法守れと奔走してきた父を誇りに思っています。彼の意志を受け継ぎ、今日まで歩んできました。私は、1994年に戦争反対・平和実現・憲法守れの思いで一致する県下の宗教者とともに愛知宗教者平和の会を結成し、2005年には憲法9条を守ろうという全国の宗教者によって発足した宗教者九条の会の準備段階から参加してきました。「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し」とした前文と特に9条を守り生かすことの大切さを、強く教えられました。私が負った心の傷について紹介します。「専守防衛」論との共存とはいえ存在していた9条は、安全保障法制の成立により、全く空文化されました。それは、9条を守り生かすことが「兵隊も武器も用いること無し」の教えの実現に向けた実践と確信してきた仏教徒から、具体的道筋を奪うことでもあります。真宗大谷派教団が2005年6月に宗議会で採択した「日本国憲法「改正」反対決議」には、「釈尊の「兵戈無用」の金言を忘れて、戦争遂行に協力」との一節があります。侵略戦争に協力した過ちを先の教えを引用して指摘し、9条を始めとする憲法「改正」に反対を表明しています。その9条が空文化され、具体的道筋が奪われました。『仏説無量寿経』を所依の経典とする浄土宗・浄土真宗・時宗など日本の浄土教系教団への影響は、決して小さくありません。私ひとりの受忍問題として処理すべきではないと考えます。9条を守り生かすことが菩薩行になるとの確信からスタートした父親の戦後史。その父を誇りに思い、受け継いできた私。9条を空文化した安全保障法制の成立により、私のこれまでの人生は無意味だった、との烙印を押された思いであり、心に大きな傷を負うことになりました。私の将来設計は、大きく破壊されました。私の幸福追求権（第13条）が奪われたと感じています。法制の成立により、私の「静謐な宗教的環境」のもとでの「信仰生活」は奪われることになりました。宗教的人格権の侵害でもあります。心に傷を負った私への損害賠償を求めます。

イ 私は1960年に横須賀に生まれ、1988年に神学校卒業後、名古屋市緑区で開拓伝道に従事し、1994年に名古屋岩の上教会を設立し、現在に至っております。私が牧師になって平和憲法に関わってきた理由の一つには、戦前の日本のキリスト教会全体の戦争協力の問題があります。私の原点はキリスト者になって教会の歴史を勉強するようになってから、戦前のキリスト教が国家の戦争政策に協力する国策宗教になっていたことを知り衝撃を受けたことにあります。キリスト教会は、戦争遂行の国策のために宗教を利用しようとする人たちに見事に操られて、あたかも自分たち自身の意思で戦争に協力するように誘導されていったのです。私はキリスト教会を代表する牧師という立場になってからは、二度と宗教が戦争に協力することがあってはならないという自覚を持つようになりました。私の具体的なキリスト者としての活動を述べれば、私は他の教会で牧師を6年間務めた後、単立教会である名古屋岩の上教会の開拓伝道をはじめました。5年後、1999年日本キリスト改革派教会に加入しました。それは、改革派教会が戦争責任を考え、1960年代以降の戦後の靖国神社国家護持反対闘争をけん引してきたことに共感を覚えたことにあります。私たちの教会は戦前から戦中にかけての、教会に対する迫害圧迫、例えば官憲が礼拝中に説教を中止させたりする迫害が行われてきた中で、戦後日本国憲法が施行され解放されたことを大変喜んだのです。しかしながら、終戦直後からしばらくは自分たち自身の戦争責任については無反省でした。戦前の宗教団体法によってそれまでの30数個の諸教派は、日本基督教団に合同させられていました。私たち日本キリスト改革派は、敗戦後、日本基督教団を離脱しました。その理由の一つに、国策宗教団体である教団に留まることは信仰上、真の聖書的なキリストの教会を建てるのが不可能であると判断したことがあります。1976年の創立30周年を記念して「教会と国家にかんする信仰の宣言」が公表されました。前文に「戦時下に私たち日本の教会は、天皇を現人神とする国家神道儀礼を

拒絶しきれなかった偶像崇拜，国家権力の干渉のもとに行なわれた教会合同，聖戦の名のもとに遂行された戦争の不当性と隣人諸国とその兄弟教会への不当な侵害に警告する見張りの務めを果たし得ず，かえって戦争に協力する罪を犯しました。」と自己批判し，神に悔い改めました。こうして，キリスト教の布教にとどまらず，平和や信教の自由を守る等の社会的な活動にも積極的に取り組むことを教会としての活動の指針としています。私が牧師として奉仕する岩の上教会は，設立以来20年近くにわたり平和の問題に積極的に取り組んでいます。原点は二度と国策宗教団体にならない。罪責を担う教会になろうということであり，それが開拓伝道の出発の原点の中核をなしています。2015年に安倍内閣が安保関連法を強行する事態になってからは，この政治状況を教会の信仰の真理に直接かかわる信仰を告白すべき事態，告白することによって抵抗すべき事態であるとの認識に基づきます。教会の名で，戦争法の抗議声明を出しました。私は新安保法制ができたことで精神的に耐えがたい苦しさを覚えています。それはまず，再び殺し，殺される国になるということであり，再びキリスト教が国策宗教にさせられる危機がせまるということです。そして逆に戦闘で人を殺めた人を，宗教者としていかに受け止めて行くことが出来るのか，という悩みもあります。国民の多数の反対の声を無視した政府の姿勢によって，安保法制制定が強行され，法治国家に生きているという安心感，世界に誇れる日本国憲法，とりわけ9条を持つ国民としての誇りは奪われてしまいました。その他，数えきれないほどの精神的な危惧，苦しみ，憤りを強く感じています。

ウ 私は1941年8月，神奈川県小田原市の外れの農村に生まれました。小田原は「終戦の詔勅」が発せられるその日の未明に，米軍の空襲で街の中心部が焼野ヶ原になりました。私は1960年4月に東京の大学に入学しました。丁度，第1次安保闘争が最高潮に達する年でした。そこで，私は大学で学ぶ意味，人生を生きる意味を求めて学内で開かれていた聖書研究会に参加

するようになりました。それは職員、学生を対象とする無教会主義キリスト教の小さな集まりでした。その集會に参加したことが契機になって私は無教会派キリスト者となりました。当時20歳でした。それから76歳の今日まで、私は無教会派キリスト者として生きてきたのです。無教会主義キリスト教は内村鑑三を始祖とするものであり、その弟子である南原繁、矢内原忠雄などにより内村の信仰、思想が継承されてきました。彼らはいずれも平和思想、信仰をもって生きた人々であり、彼らの思想、信仰は戦後の日本国憲法の平和主義の理念の中に流れ込んでいる、と私は考えています。私は自分が内村鑑三の思想、信仰の系譜に連なる者であると思っています。したがって、私は平和思想を重視しています。キリストの福音は「平和の福音」であります。キリスト者は「神の子」として、この世に平和を作り出す人であります。日本のキリスト者には、平和憲法を日本社会に根付かせ、これを成長させて行く使命が与えられている、そのように私は考えました。大学卒業後、職業生活を通じてその使命を果たそう。そう考えて、私は職業裁判官となる道を選びました。それから40年の裁判官生活を経て、2006年8月に65歳の判事定年を迎えました。以後、私は司法官僚制から離れ一市民として、一人のキリスト者として生きてきました。この度、安倍政権は、日本国憲法の平和主義の原理に反して集団的自衛権を肯定し、それに基づく安保法制を制定しました。こうしてなし崩しに戦争への道を進みつつあります。その現実を前にしたとき、私は心身の深い痛みを禁じ得ません。それは、キリスト者として平和のために生きてきたこれまでの自分の生涯を否定された、という痛みであります。

4 その他の被害者

ア 私は1949年4月2日に生まれました。現在69歳です。私は、高校までは愛知県におり、大学は鹿児島に行きました。大学では大学管理法案、ベトナム戦争をめぐって学内が騒がしく、デモにも参加していました。当時、

日本からベトナムに向けて米軍の戦闘機や戦車が出撃していました。日本がそのような戦争に暗黙のうちに加担していいのか、という思いが私にはありました。自分に大きく影響を与えたのは、福岡で起こった三池闘争です。当時、石炭産業は斜陽ということで、何処の炭鉱も国策として閉鎖に追い込まれていました。三池炭鉱でもその流れの中にありました。人員整理に反対して労働組合が抵抗する中で、労働組合の分裂が謀られました。第一組合員への差別やその家族への差別も激しくありました。会社は第一組合員の子供達には三井鉱山の敷地を通過して学校に行くことを許さず、第二組合の家族にはその敷地を開放するという露骨な姿勢を取っていたのです。私は自分の夏休みに現地に行って第一組合員と一緒に寝泊まりして、その子供達に父親のやっていることは間違いではないという話しをしたこともありました。このことを通じて、政府、会社は金のためには何でもすると考えるようになりました。愛知には軍需産業も多く存在します。軍需産業は人を殺すことで生産活動を活発にするもものです。そこでは個人の人権を押さえ、平和的生存権を押さえて生産を活発化することにつながります。このことから新安保法制法の制定、施行は、戦争行為の合法化に繋がり、意味のない戦争行為に、私たちが強制的にかり出されるようになります。武力の行使が平和を作るという誤った考えを押しつけられるのは苦痛です。

イ 私は1958年に生まれました。現在59歳で税理士、社会保険労務士をしています。私は小学校6年生の時に教師に『憲法に陸海空軍その他一切の戦力はもたないと書いてあるのになぜ自衛隊があるのですか?』と聞いたことがありました。『人間の条件』『三光』を読み、今から思えば日本の戦争責任についてそれなりに真剣に考えていたのです。中学校の時には小林多喜二を読み、戦争には反対しなければならないと考えました。当時の愛知県の学校教育では管理体制が厳しく、体罰が当たり前に行われていました。そのことに強い憤りを持ちました。当時の教師への反発が、直接見聞きしたわけ

ではない軍人への嫌悪感につながったのかもしれませんが。高校生の時は生徒会の書記を2期務め、君が代日の丸の強制に反対し、卒業式の君が代斉唱、一同起立の時には起立しませんでした。1977年に名古屋大学に入学し、古典研究会（社会科学の古典を学ぶ）に入会しました。そこで先輩に誘われて労働争議の現場に連れていかれ、国際反戦デーのデモなどにも参加しました。1982年から社団法人農山漁村文化協会に勤務し、しばらくは仕事に忙殺される日々でした。1992年PKO法が国会を通過したことで、憲法の危機を感じ、ゴラン高原PKF違憲訴訟の原告に加わりました。出張が多い日々でデモや集会にはほとんど参加できませんでした。米軍思いやり予算違憲訴訟、テロ特措法違憲訴訟、イラク派遣違憲訴訟には名を連ねました。2004年農山漁村文化協会を退職しました。現在すでにPKO法で自衛隊の海外派兵への道が開かれているのですが、これまでの人生において憲法9条をよりどころに、二度と戦争に関わらない平和な社会を作るために活動してきたよりどころを力尽くで奪われるような強い苦痛を感じています。

ウ 私は現在70歳です。1988年8月から<ノーモア南京>名古屋の会の会員となり、1997年12月からは事務局として、南京大虐殺の生存者の証言集会を20回、名古屋で開催しました。2012年2月20日の河村市長の南京虐殺否定発言に対しては、河村市長「南京虐殺否定」発言を撤回させる会として6年前から毎月第一、第三月曜日の10時から名古屋市役所前で発言の撤回を求めるチラシ配りと、拡声器でアピールするなどの運動をしてきました。南京大虐殺に関わる市民運動に関わってから丁度30年になります。その運動を通じて侵略戦争の兵士が命令によって鬼となることがはっきり自覚されるようになました。「1991年の湾岸戦争の戦費支出に係る市民平和訴訟・海上自衛隊掃海部隊派兵違憲訴訟」「カンボジアPKO自衛隊派兵違憲訴訟」「ゴラン高原PKF違憲訴訟」「自衛隊イラク派兵差止請求訴訟」の4件の自衛隊海外派兵に対する違憲訴訟に、原告及び事務局員と

して関わってきました。戦争法，安保法制は「派兵・武力を以て国の安全を確保する」という法制であり，それによって憲法9条をよりどころに，運動に携わってきたものとして，そのよりどころを根本から奪われるような苦痛を味わっています。

エ 私は1942年に兵庫県芦屋市で生まれました。父は，戦争の激化と食料不足を考えて，1944年に一家をあげて徳島県麻植郡川島町に疎開しました。私には空襲で遠く徳島市の方の空が赤く染まっているのを眺めた記憶があります。母の喉頭癌の治療の関係で，私が小学校3年生になる春休みに，一家で大阪府吹田市に転居しました。私の母はキリスト者であり，私たち子どもに「貧しくても正しく生きなさい」と日頃から教えてくれました。吹田市で大学を終えるまで育ち，1965年4月に名古屋の化学会社に就職しました。会社の目的は基本的には利潤の追求であり，その「資本の論理」ともいべきものの中で生き，かつ働かなければならないので，私の理想とする「人間らしい生き方」をすることが大変困難でした。毎日が会社，社会の大勢に流されそうになる自分との闘いでした。名古屋に来て日本基督教団の教会に出席し，キリスト者平和運動に関わるようになりました。「紀元節」復活（建国記念日制定）反対運動，被爆者援護法制定運動，靖国神社国営化反対運動などに加わりました。私はキリスト者だけの運動は不十分と考え，仏教者などと「宗教者平和協議会」をつくり，憲法学者・歴史学研究者・歴史教育研究者などとも連携して集会などを行うようになりました。武力で平和はつくれない，紛争を暴力・武力で解決すべきでないと考えています。そもそも日本国憲法は「専守防衛」をも否定しており，非武装平和主義であるべきなのです。私が個別的自衛権も否定するというと，「相手側が攻めてきたらどうするのだ？」という人がいますが，そうならないようにするのが平和主義・平和外交です。したがって侵略は考えられないことですが，仮に相手国が攻めてきたら，世界に私たちの非武装平和主義を高らかに宣言しながら

ら、非暴力直接行動、不服従で抵抗します。コスタリカのように試行錯誤しながら、非武装平和主義で歩む国を多くつくることも重要です。私の人間観・生き方からすると、自衛隊などが海外で武力行使をして他国の人々を殺傷することや自衛隊員が殺傷されることは、私自身が加害者側になることであり、とても苦痛です。そもそも平和憲法を持つ日本が新安全保障法制を持つこと自体が、私の生き方、考え方を否定することであって許せません。それによって私は傷つけられ、大変苦痛を味わっています。